

# 令和7年第5回阿武町議会定例会 会議録

## 第 1 号

令和7年12月4日(木曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 15時20分

### 議事日程

開会 令和7年12月4日(木) 9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第2号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第3号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第4号 阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第9 議案第6号 阿武町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号 阿武町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 阿武町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第9号 令和7年度阿武町一般会計補正予算(第4回)
- 日程第13 議案第10号 令和7年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)
- 日程第14 議案第11号 令和7年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)
- 日程第15 議案第12号 令和7年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第16 議案第13号 令和7年度阿武町簡易水道事業会計補正予算(第2回)
- 日程第17 議案第14号 令和7年度阿武町集落排水事業会計補正予算(第1回)
- 日程第18 委員会付託 議案第1号～議案第14号

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

### 出席議員(8名)

#### 議席番号

1番 金田 妙子

2番 西村 容子

3番 上村 萌那

4番 米津高明

5番 白松靖之

6番 池田倫拓

7番 副議長 松田 穰

8番 議長 末若憲二

欠席議員 なし

欠員 なし

#### 説明のため出席したもの

町長 花田憲彦

副町長(総務課長事務取扱) 中野貴夫

教育長 網本徳文

まちづくり推進課長 高橋仁志

健康福祉課長 矢次信夫

戸籍税務課長 水津繁斉

農林水産課長 野原 淳

土木建築課長 近藤慎治

教育委員会事務局長 杉山和人

会計管理者 柴田奈美

福賀支所長 茂 刈 立 也

宇田郷支所長 小 野 智 彦

欠席参与 なし

### 事務局職員出席者

議会事務局長 三 浦 貴

議会書記 平 田 祥 子

開会 9時00分

### 開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員御起立お願いします。互礼を交わします。一同礼。  
おはようございます。御着席ください。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第5回阿武町議会定例会が招集されましたが、議員各位におかれましては、諸事御多繁忙中、応召御出席賜り、誠にありがとうございます。

12月を迎え1年を振り返る時期となりました。今年も、天候は6月から猛暑酷暑が続き、大変暑い夏となりました。また、全国各地におきまして、昨年同様に台風や線状降水帯の発生により災害が発生していて、阿武町でも郷川があわや決壊するのではと大変危惧しました。また、夏が長く、私も10月初めまで半袖で生活をしていたことを覚えています。このように夏が長かった分秋が短く、一昨日の2日から、この冬一番の寒気が来ていて、東北地方から北海道では雪の様相です。今年も豪雪の話を目にするのではと思いますが、車の立ち往生が発生しなければいいと思っております。

国政におきましては、総裁選挙におきまして初めて女性総裁が選出され、総理になりました。現在、臨時国会の最中ですが、高市総理の予算委員会での発言に対し、中国から批判の声が上がっていますが、日本国としてどう対応していくのか注視をしております。

今回の定例会は、令和7年締めくくりの定例会ではありますが、10月に行われた議会議員選挙において新しく議員となられた方もいらっしゃいますし、初め

での定例会であります。いささか緊張気味ではあると思いますが、先輩議員に習って頑張ってほしいと思います。

また、今期定例会では、7人から一般質問の通告がありました。今後の阿武町のためしっかり質問していただき、執行部より、よりよい答弁を引き出していただき、住民の福祉向上や安全安心なまちづくりにつながると思います。

結びに、議員各位の公正のある判断と慎重のある審議を賜りますようお願いいたしまして、簡単ですが開会に当たっての挨拶といたします。

**○議長（末若憲二）** 本定例会に付議されます案件は、議案14件、全員協議会における報告1件、また7人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は8人全員です。ただいまより、令和7年第5回阿武町議会定例会を開会します。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、一般質問、議案説明、委員会付託です。

### 議長諸般の報告

**○議長（末若憲二）** これより日程に入るに先立ち、過ぐる9月10日開催の令和7年第3回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

9月12日、阿武町ソフトボール大会が町民グラウンドで開催され、本職が出席をしました。

9月25日、阿武町交通安全大会が町民センターで開催され、議員各位出席をされました。

9月30日、あぶ健康いきいきフェスタが町民センターで開催され、本職が出席をしました。

同じく9月30日、山口県町議会議長会臨時議会が開催され、本職が出席をしております。

10月1日、阿武町薪ボイラー施設整備工事安全祈願祭が道の駅阿武町で開催され、本職が出席をしました。

10月4日、山口市誕生20周年記念式典が山口市民館で開催され、本職が出席をしております。

10月7日、阿武町診療所等複合施設建設工事起工式が開催され、議員各位出席をされました。

10月14日、中国地区町村議会議長会会長局長会議が東京都で開催され、本職が出席をしました。

10月15日、全国町村議会議長会都道府県会長会議が東京都で開催され、本職が出席をしました。

10月17日、山口県後期高齢者医療広域連合議会の事前協議が役場本庁で開催

され、本職が出席をしました。

10月18日、阿武町グランドゴルフ大会が阿武小中学校グラウンドで開催され、本職が出席をしました。

10月23日、山口県商工会連合会地域振興懇話会が山口市のユーベルホテル松政で開催され、本職が出席をしました。

10月28日、令和7年度第2回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が山口県自治会館で開催され、本職が出席をしました。

10月30日、山口県自治会館落成式が山口県自治会館で開催され、本職が出席をしました。

同じく10月30日、山口県市町総合事務組合議会定例会が山口県自治会館で開催され、本職が出席をしました。

11月2日、福賀大農業まつりが開催され、本職が出席をしております。

11月3日、宇田郷ふれあい祭りが開催され、本職が出席をしました。

11月5日、山口県町議会議長会11月定例会の事前協議が役場本庁で開催され、本職が出席をしております。

11月6日、山陰道中央要望活動が東京都で開催され、本職が出席をしました。

11月7日、山口県町議会議長会11月定例会が山口県自治会館で開催され、本職が出席をしました。

11月12日、第69回町村議会議長全国大会が東京都で開催され、本職が出席をしました。

11月14日、国保制度改善強化全国大会が東京都で開催され、本職が出席をしました。

11月17日、全国過疎地域連盟第59回総会が東京都で開催され、本職が出席をしました。

11月21日、萩法人会からの令和8年度税制改正に関する提言が役場本庁で行われ、本職が出席をしております。

11月22日、山口県警察音楽隊オータムコンサートが萩市民館で開催され、本職が出席をしました。

11月23日、森里海の市が道の駅阿武町で開催され、本職が出席をしました。

11月27日、令和7年度阿武町戦没者追悼慰霊祭が宇田ふれあいセンターで開催され、本職が出席をしました。

同じく11月27日、13時30分より議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましては資料のとおりです。

12月2日、令和7年度地域づくり研究集会在町民センターで開催され、議員各位出席されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 町長挨拶

○議長（末若憲二）　ここで、本定例会の開会に当たり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長（花田憲彦）　令和7年第4回阿武町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

令和7年も残すところ僅かとなりましたが、議員各位におかれましては諸事御多繁の中、本議会定例会に御出席を賜り誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

さて、本年は全国的に記録的な猛暑が続き、春と秋の季節感が短く感じられる1年でありましたが、一方で、本町におきましては秋の台風の襲来等もなく、町制施行70周年を迎える記念すべき節目の年として比較的平穏なうちに新たな一歩を踏み出すことができました。

こうした中、香港では先月26日からの高層住宅7棟が燃える大火災で、150人以上の方が亡くなる大惨事が発生し、日本においても、2月には岩手県大船渡市で戦後最悪というふうと言われる林野火災が発生し、延焼面積は3,370ヘクタールというふうなことに達し、住宅など200棟以上が被害を受け、住民1人の方がお亡くなりになりました。

さらに、先月18日には大分県大分市の佐賀之関で漁村の住宅密集地を中心に大規模火災が発生し、住宅など170棟以上が焼失し、これも1人の方が亡くなられました。ここに改めて、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うものであります。

こうした中、この1年を振り返ってみますと、我が国も、また世界も、大きな転換と変革の時を迎えた1年でありました。世界に目を向けてみますと、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化し、人道危機や地域の緊張が高まる中で、アメリカでは1月にトランプ氏が第47代大統領に就任し、パリ協定やWHOからの離脱を宣言するほか、輸入関税の強化を武器に、アメリカ第一主義の強要により、日本経済をはじめ国際的な通商政策や安全保障の枠組みにも大きな変化をもたらし、国際情勢は依然として予断を許さない状況であります。

また、国内では、4月に開幕した大阪・関西万博が予想以上の2,557万人を超える来場者を記録しました。

そして7月の参議院選挙では、自公連立政権が過半数を割り込み、10月には自民党総裁選で勝利した高市早苗氏がいわゆるガラスの天井を突き破り、女性として初めて第104代の内閣総理大臣に選出され、自民党と日本維新の会による連立政権が発足いたしました。

そして、高市首相は、責任ある積極財政を掲げ、一般会計歳出総額18兆

3,034億円の補正予算を閣議決定し、ガソリン税の暫定税率の廃止や軽油取引税の終了のほか、子供1人当たり2万円の一律給付、そして電気・ガス料金の補助、おこめ券の配布、赤字中小企業や農業・医療・介護施設への緊急支援などを実施し、国民生活の安心を確保するとともに、中長期的にはAIや半導体、量子技術など、成長分野への投資で日本経済の強化を図るといふふうにされているところでもあります。

特に、不安を希望に変える経済政策の一環として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、いわゆる重点支援地方交付金ではありますが、これの拡充においては2兆円が計上され、政府からは、生活者支援、事業者支援に対する重点支援、地方交付金を活用した物価高対策について、各自治体において早期執行に向けた幅広い事業メニューを検討し、実施するように求められているところでもあります。

一方、令和の米騒動と言われる米価高騰は、消費者負担と農家救済が同時に生じる複雑な現象ではありますが、構造的な農業改革が不可欠であります。

私は、米価を安定的に維持する制度の確立が必要と考えまして、先般の自民党の県連政調会におきましても必要な法改正等について要望をいたしたところでもあります。

今、中山間地域では、離農や廃業が加速しており、価格保証など政策的支援こそが農業継続と地域発展の鍵であります。その意味でも、米価の一定水準での維持制度は農業後継者対策であると同時に、地方創生を強く後押しする柱でもありまして、国家戦略として位置づけられるべきものであるというふうに考えています。そのためには、地方創生の施策を、これと相まって農業を魅力ある産業として再構築することで、成果の見えにくい地方創生の施策がより現実的となり、米価の安定が実現すれば田園回帰を促し、都市に出た地元出身者の呼び戻しにもつながり、地域の活性化にも直結するものと確信しているところでありまして、私はこのことを機会あるごとに発信し国に求めているところでもあります。

こうした中、現時点での本町の最大の課題は、あぶの保健室をコンセプトに、町民の医療と保健と福祉を一体的に整備する阿武町診療所等複合施設の建設であります。来年の秋の開所を目指して工事は今順調に進んでいるところであります。

また、5月にはデジタル・マーケティングやふるさと納税のサイト運営などを手がける株式会社センジンホールディングスとの間で、町内へのサテライトオフィス開設に関する協定を締結したところではありますが、その結果、ふるさと納税の実績は、昨年度の状況と比較して、現時点で約3倍の600万円を超えているところでありまして、社長の下山明彦氏につきましては、雑誌フォーブス・ジャパンによる世界を変える30歳未満の未来のリーダー30人の1人に選ば

れるなど、今後の活躍が期待される逸材であります。

そして、7月には町制施行70周年記念式典を開催し、功労者表彰やフォトコンテスト、トークセッション、福賀神楽保存会による神楽舞で町のさらなる発展を祈念したほか、至誠館大学との間で継続的な地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的に包括連携協定や、さらに第6回目となりますABUスイムラン・道の駅フェスタを開催し、全国から大勢の選手が会場へ出場し、今年も熱いレースが展開されました。

そして、8月には町と連携協定を締結している株式会社ファンディング・ベースにより公設塾開設に向けた準備が始まり、子供たちの学習意欲を高めるお話し体験会や教職員を目指す山口大学や山口県立大学の学生たちによるABUチャレンジセミナーが実施され、学校の魅力に加えて、この2つの学習支援により、10月に県下一斉に行われた学力調査においては、子供たちの学習意欲と学力向上の兆しが見られ、実績として数値的にも学力レベルが上がっていると聞いているところであります。

また、9月には新体制によるあぶ診療所が開設され、消防団福賀分団が県大会で準優勝を果たすなど、町の安全安心を守る体制づくりも着々と進んでいるところであります。

さらに、10月には、今回が20周年目となります恒例のABUジャズ・フェスティバルが開催され、町内外からのお客さんで会場は超満員となり、また、今月の13日には町制施行70周年を記念した岸谷香さんによるコンサートも予定しているところであります。

また、東京のポートシティ竹芝で開催された第4回日本で最も美しい村まつりにおきまして、福賀神楽保存会が大勢の観衆の中で大蛇の演目を披露し、会場を大いに盛り上げるなど、東京でのメジャーデビューを果たしたところであります。

そのほか、阿武町物価高騰対策生活支援事業として、最大20%のポイントを付与されるキャッシュレス・キャンペーンを9月から10月にかけて実施したほか、平成30年から農業等の担い手不足を解消するために、町がサポートしながら例年実施しております4分の1ワークス・援農プロジェクトにおきましては、この7年で福賀地区を中心に延べ67人が参加してくれまして、交流人口の増加にもつながっているところであり、今後は関係人口、そして活動人口、さらには定住人口というふうにつなげていくことが重要であると感じているところであります。

また、昨日は、空き家等の流通と活用を促進するために、空き家等の買取り事業を行っている株式会社ネクスウィルさんと連携協定の締結式を行ったところでありますが、この協定により、空き家等の所有者に対する相談支援をはじめ空き家に係る被害の発生等の抑制、さらには空き家等を利用する様々な住ま

いへのニーズへ対応可能な環境整備が図れるものと期待しているところであります。

そのほか、今月13日土曜日には、イルミネーション・フェスティバルのオープニングセレモニーが、ゲストを迎えたカウントダウン一斉点灯やミュージック打ち上げ花火なども予定しているところであります。

また、身近な土木工事ではありますが、町道の改良工事や橋梁、トンネル、漁港や集落排水の処理場の長寿命化事業のほかに、きれいなまちづくりをしたいと思っておりますが、主要な町道の側溝と舗装整備を計画的に実施していく中で、今年度におきましても、昨年度に引き続いて奈古中央線、福田中央線、そして宇田中央線の整備を行っているところであり、今後も町道の整備については、毎年度、区間を決めて計画的にやっていこうと考えているところであります。

御案内のとおり、阿武町の人口は少子高齢化に伴う自然減の拡大により、この5年間で約300人が減少し、現在の住民基本台帳人口は約2,900人、これを割り込んだ状況ではありますが、一方で、移住、定住、子育て支援などの諸施策に積極的に取り組みまして、社会増減におきましては転入超過をキープしているところであります。私といたしましては、これからも町民の皆さんが安全に安心して生活が続けられるように、診療所等複合施設の整備をはじめ、定住対策における新たな分譲宅地の整備、子供たちの学力の向上のための町営学習塾の開設、さらに子育て支援や高齢者福祉の充実のほか、持続可能な循環型社会の構築、安全安心を支えるインフラの整備、無角和種やキウイのブランド化、さらには、ふるさと納税を通じた販路拡大や地域経済の活性化につなげていくなど、中長期的な視線に立って施策を展開し、選ばれるまちづくりのさらなる深化を図ってまいりたいというふうに思っております。

そして、来年、阿武町が71年目の新たな未来へ大きく飛躍する年となるよう、全力を尽くしてまいりますので、議員各位におかれましては、引き続き御理解御協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に御提案申し上げます議案の概要につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

今回の議案は14件ではありますが、まず、第1号議案の阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これをはじめ、議案第2号町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、そして議案第3号阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、そして第4号議案の阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、この4つの条例につきましては、いずれも人事院勧告に伴う条例の一部改正であります。

次に、議案第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町の住民基本台帳に登録されていない者、いわゆる住登外者の個人番号を含む個人情報を管理する機能を標準化準拠システムに追加するための改正であります。

次に議案第6号阿武町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく中間検査や定期報告の事務が県から移譲されたことに伴いまして、これに係る手数料を新たに設定するための改正であります。

次に、議案第7号阿武町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法の改正により創設された乳児等通園支援事業に対応し、設備の安全基準や緊急時の対応計画の策定など、事故や災害を防止するための基準を定めるものであります。

次に、議案第8号阿武町火入れに関する条例の一部を改正する条例につきましては、町内の森林及びその周辺1キロメートル以内の土地における火入れ許可に関する規定について、気象・火災に関する注意報や警報を中止要件に追加し、字句の訂正等を行う改正であります。

次に、議案第9号から議案第14号までであります。これにつきましては、令和7年度阿武町一般会計補正予算をはじめ国民健康保険事業における事業勘定、そして直診勘定、そして介護保険事業、簡易水道事業、集落排水事業の各特別会計に係る補正であります。また、全員協議会では、町の執行に係る工事等の契約の締結報告について御説明を申し上げます。

なお、御提案申しあげました各議案の詳細につきましては、ここでの説明は省略させていただき、その都度、担当参与から御説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（末若憲二） 以上で、町長の挨拶を終わります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（末若憲二） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、上村萌那君、4番、米津貴明君を指名します。

## 日程第2 会期の決定

○議長（末若憲二） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会議は、過ぐる11月27日開催の議会運営委員会

において審議の結果、本日から12月11日までの8日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 御異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月11日までの8日間と決定しました。

### 日程第3 一般質問

○議長(末若憲二) 日程第3、一般質問を行います。質問の通告者が7人ありますので、議長において通告順に発言を許します。

初めに、3番、上村萌那君、御登壇ください。

○3番 上村萌那 おはようございます。上村でございます。まずもって、さきの町議会議員一般選挙では、無投票ではございましたが、再び議席を賜りましたことを感謝申し上げます。さて、通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。

阿武町診療所等複合施設について伺います。町民皆様御承知のとおり、町内唯一の医療機関であった齋藤医院が閉院となり、町は地域医療を維持するため町営の診療所を建設することとなりました。2026年7月の完成を目指し、10月7日には安全祈願祭が行われたところです。診療所の大きな課題は医師の確保でございますが、こちらは県と協議しながら、現在のあぶ診療所へも医師の派遣ができていくありがたい状況となっております。さて、診療所のほうは9月から電子カルテを導入するなど鋭意準備を進めているところでございますが、今回の建設工事では、診療所だけではなく健康福祉課の一部機能や阿武町社会福祉協議会、山口銀行も入所する複合施設の建設となっております。9月26日には第3回まちの医療体制に関する説明会が行われ、町民の皆様にも複合施設の全体像について説明がされたところです。この複合施設の二階には、健康福祉課や社会福祉協議会が入所するとのことですが、質問としてお伺いしたいのは、一階部分についてです。設計及び建設工事を担う積水ハウス山口支店の我々議員への説明では、一階部分の利用案が示され、提案内容としてはレンタルBOXとして地域の方・企業が手作り品や自社を紹介する棚を設置するという案や、料理教室などが開催できるキッチンスペースの設置案です。しかし、既に阿武町暮らし支援センターshibanoのkiBacoという作品を展示・販売するスペースや阿武キャンプフィールド内のテストキッチンが設置されており、積水ハウス山口支店の提案と同様のものが阿武町に存在している中で、やはりあぶの保健室というコンセプトに沿ってこの複合施設を整備し、その活用の中で町民同士の交流が深まるにつれてコミュニティスペースとしての役割を一部果たしていくというのがこの施設の趣旨であると認識しております

が、町はどのように複合施設を整備していくのか、そしてその利活用の方法についても町の計画についてお尋ねいたします。

○議長（末若憲二） ただいまの、3番、上村萌那君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 上村議員から現在建設を進めております診療所等複合施設の、特に診療所以外の一階部分について、どのようにコミュニティスペースとしての利活用をする計画があるのかというふうな御質問であります。

この施設につきましては、8月に設計が完了し9月26日には設計・施工を請け負います積水ハウス株式会社山口支店にも御参加をいただいて住民説明会も実施してきたところであります。説明にもあったように、この施設のコンセプトは、あぶの保健室でありまして、学校の保健室のようにいろいろな不安や悩みを気軽に相談できる場所、そして安心して生き生きと暮らし続けられるまちを目指して、顔が見える優しい健康づくりの拠点ということを目指しているわけでありまして、またこれにつきましては保健・福祉・医療の拠点を一つの場所に集約することで連携が取れ、さらに、そこには食べる・交流する・待つ・休憩するを通して、みんながつながる場所を提供できればというふうな考えをしておるところであります。そして、こうしたコンセプトを基本に、今回の設計をお願いした積水ハウスさんとは、この施設がコミュニティスペースとなるように、町内の施設等も含めて一緒に見て回り、また他の市町村での事例等も参考にしながら、健康福祉課や社協の職員との意見交換、すり合わせをし、施設の内容を検討してきたところでありまして、先日紹介をされたレンタル棚や住民の方による料理教室等は、誤解を生じたことはおわび申し上げますが、そのようにするというのではなくて、あくまでも他の施設の利用事例について紹介したというふうな受け止めていただければと思っております。

上村議員が御指摘のように、本町はこれまでも阿武町暮らし支援センター s h i B a n o（しばの）での k i B a c o（きばこ）という町民の方々の作品を展示販売するスペースや、スペースというか棚や、テストキッチンをも設置したところであります。しかしながら、現実問題として、現在 k i B a c o（きばこ）の利用者はありません。そして、テストキッチンも、コロナ前には結構利用していただいておりますが、保健所からの指導もありまして、今は使用を中止している状況でありまして、現在の主な利用は、移住を希望されている方や移住された方々と地域の方々との交流の場、また、子供たちや小さなグループの集まる場として、あるいはミニカルチャースクールというふうな活用がされておりました、今回建設する複合施設のコミュニティスペースとは全く異種であるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、複合施設は、何といたっても診療所が核でありますので、まずは受診に来られた方が、診察が終わった後にこの一階部分のコミュ

ニティスペースでゆっくりとお話をしていただけるたまり場のような場所として御活用、御利用いただきたいと思いますし、計画では、ここにコンシェルジュを置く予定としておりますので、健康や介護、福祉の相談が気軽にできる、まさに基本コンセプトであるあぶの保健室を実現していきたいというふうに考えています。

なお、診療所部分についてであります。病気の診察はもとよりですが、健診にも力を入れていきたいというふうに思っております。集団検診も現在の予防保険協会に委託する形から、新たな診療所での検診へ移行したいということを検討しております。検診の曜日を決めて、検診人数を1日何人として、そして検診が終わった後は体によい健康メニューによる昼食を食べて帰ってもらうとか、検診・昼食がセットになった住民検診などもできればなというふうなことも考えておるところであります。

さらに、休日につきましても、このスペースを住民の方々にも有効利用していただきたいとも思っておりますが、個々具体的な活用方法につきましては、今後、町民の方々、あるいは町内の各種団体にも意見をお聞きしながら、引き続き検討し、せつかくの施設ですので、町から一方的に利用メニューを示すのではなくて、皆さんがこうしたことに使いたいと言われることも実現していきたいと思っております。上村議員におかれましても、ぜひ御意見、御提言等を賜ればと思うところでもあります。以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 3番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問ありますか。上村萌那君。

○3番 上村萌那 ただいま建設中の阿武診療所等複合施設について御説明いただいたところでございます。率直に、積水ハウス山口支店さんからの御提案を聞いたときに、第一印象として感じたのは、既に町内にあるもの、しかも、それが積極的に利用されているとは言えない状況で同じようなものが本当に必要なのかということを感じました。阿武町は、既に先進的に町が交流人口の増加を図ることでまちづくりを進めてきたと私はこれまで感じております。その中で、この新たな建物を造る上で、その目的をある程度明確にして整備していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

阿武町には第3次阿武町健康増進計画とか阿武町食育幸せプラン等、既に計画がされているものもございまして、その内容については、食を中心とした健康づくりであったり、健康習慣を町民の皆様につけていただく、そしてその場をつくっていくというようなプラン内容があるところで、その阿武町健康プランだったりとか食育幸せプランという内容は、私はとてもいいものだと感じておりますし、その計画が既にある中で、その計画と積水ハウス山口支店さんと共通認識というか、同じ目標を持って計画の中でそれに沿ったものを進めていく必要があると考えているところでございます。

そこで、今、町内ではプールが閉鎖されるということもございまして、室内で運動できる場所とか、そのプールの代替になるものとして今丸徳塾とか健康増進のためにされているところかと思えますけれども、これも担当課とお話ししたところ、結構利用者がたくさんいらっしゃるって、なかなか空きがない状況だというようなお話も聞いているところでございます。ほかにも、様々な健康に対するニーズというのが町内の中にあるかと思うのですが、あくまでも交流を主軸というわけではなくて、心と体の健康増進といった、目的を持って立ち寄れる施設をつくることで、その目的で来られる。その中で交流が生まれるというような施設にできればよりよいのかなと感じているところでございます。

第3次阿武町健康増進計画の中には、誰でも気軽に取り組みやすい健康づくりの活動の場を広めるという目標もございまして、ぜひ診療所複合施設がそのような場の一つになることを期待しているところでございます。以上です。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） ちょっと、もう少し具体的に、この前の積水ハウスさんのやつは、よその事例等をお示しして、こんな感じですよというのを映像で見せると。イメージづくりというふうな意味合いもありまして、皆さんに具体的に、今、私どもがやっているものではなく、こんな活用方法もありますよというようなものを皆さんにイメージとして持っていただくというような感じで示されたというふうに思いますが、私どもが直接積水ハウスさんの提案されるものをそのままやっているというちょっとイメージ持たれたのかもしれませんが、私どもは私どものやりたいことがあるからこういうスペースにしてくださいよと要望してそのスペースを確保していただいているわけでありまして、積水ハウスさんがこの中でこんなものできましたが、みたいな、そんな話ではないわけでありまして、全て我々とのすり合わせ、そして我々内部の社協さんも含めての中のすり合わせの中であの平面図ができ、利用方法ができているわけでありまして。

そして、今、せつかくでありますからもう少し詳しいというか、もう少し具体的な今想定している利用について、課長のほうからちょっと説明をさせますので、そういうことにさせていただきます。

○議長（末若憲二） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫） 今利用を、社協さん含め、保健師、それから福祉担当といろいろ検討しておるところでございます。中でも、先ほど上村議員申されましたように、丸徳塾というのをやっておりますが、言われましたとおり、本当に好評でして、今、人数もいっぱいになっておって、なかなか新たな方を来ていただくということができないような状況にもなっておりますので、その辺、今度はスペースも広がりますので、多少人数を増やすとか回数を増やすとか、そういったこともできればいいなというふうに思っておりますし、

今各地区でやっておりますので、たまには福賀の方が奈古のほうまで来て、この施設を利用してまるとく塾をやっていただくとかというようなことも考えておるところです。

それから、いろいろ社協さん、それから私どものほうがいろいろな教室を実施しております。そういった教室についても、なるべくこちらのほうで開催をしたり、教室だけではなく、ちょっと社協さんがよく講演をやられたりもしているかと思いますが、そういった講演のほうもこちらでやっていけるように、平日は、本当にいろいろなことがこちらのほうで開催するというような格好になっていくのではないかというふうに思っております。休日につきましては、これも先ほど上村議員のほうからもお話がありましたように、子供さんの遊び場としてあそこが活用できればいいなというふうに思っております。そういうことで、畳のスペースも作っておりますし、夏にはちょっと水遊びもできればいいなということで、あそこの緑地帯、そばのちょっと緑地のある場所には、よく公園なんかで噴水がただばあっと出るんじゃないくて、時間差で出たりするような、そういったものもちょっと設置をしていただくようにしております。そういった活用の中で、また住民の方のほうからいろいろな御意見が出て、こういったことに使ってもいいだろうかということに関しては、柔軟に対応していこうかなというふうに思っているところです。以上です。

○議長(末若憲二) 3番、再々質問がありますか。3番、上村萌那君。

○3番 上村萌那 私も、積水ハウス山口支店さんからのお話で説明があったというのは、あくまでも他市町の事例で、こういうことがありますよという御説明だったというのは理解はしているんですけども、その内容自体が既に阿武町にあったものということだったので、具体的な、その他市町の事例を聞いた上で、阿武町が具体的にどうやっていくのかというところが、これまで示されていなかったということがございまして、今回このような質問をさせていただいたところです。

今、矢次健康福祉課長のほうから、具体的にこういったことに利用していきたいというような内容の御提案があったところで、こちらは阿武町の現在の状況にすごくそぐったものではないのかなと私も感じたところがございます。ぜひ、たくさんの方が利用いただける施設になることを期待しておりますので、こちら質問ではないですけど、完成まで引き続きお願いできればと思います。以上です。

○議長(末若憲二) これをもって3番、上村萌那君の一般質問を終わります。ここで会議を閉じて、10分間休憩いたします。

休憩 9時50分～9時58分

○議長（末若憲二） それでは、休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、7番、松田穰君、御登壇ください。

○7番 松田 穰 では、7番、松田穰、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

個人事業主の法人化について質問をしています。阿武町に越してきて、早いもので14年がたちました。当初、自分はサラリーマンでしたが、御縁あって、子供の頃からのなりたかった漁師になり、それから約7年がたちました。定置網漁の乗組員として働きながら、個人事業主として海士漁を行っております。この7年の間に、私以外にも移住してきて漁師になる方も何人かおられ、高齢化の進む漁業という産業において、若干ですが若返りも見られます。これも町の定住奨励や子育て支援といった施策、また以前は、がんばる農林水産業就業支援といった法人対象の支援策に加え、定住支援における1次産業就業者への支度金加算など、個人事業主への支援にもなる内容の拡充を行ってこられた成果だと非常にうれしく感じております。

また、最近では、漁業もしながら、ウニの畜養、さらに農業、また、さらに居酒屋も始めるなかなかパワフルな人材まで現れ、非常に期待できる要素が見られます。また、ほかに目を向けると、私の勤務先の定置網事業者では、業務の効率化のための機材の購入を検討する際に、何か補助がないか、担当課に相談に行くと、法人を対象にした補助はあるが、個人事業主は対象外であり残念な思いをすることもありました。では、法人化をしてみたらどんなのかと考えてみると、先ほど述べた補助を受けやすくなることや、会社としての信用度の向上、また、求人内容の充実や事業を相続する際の負担減など、メリットもある反面、従業員の福利厚生費などの経費の増加や水揚げの少ない夏場の時期の資金繰り、近年の環境変化による漁獲漁種の変化など、法人化に踏み切るには不安な要素も多いように感じます。

また、先ほど述べた、新たに事業を始めた新規就業者も、現状は個人事業主ですが、事業が軌道に乗り将来的に人の雇用などを考えるときに法人化を検討していくこともあるでしょう。ほかにも既存の個人事業主、例えば漁業者と飲食店などが協力して水産物の加工や販売をするような事業を立ち上げようかと考えた際に、法人として立ち上げたほうがよいのか。立ち上げたとして、その後うまくいくのか。現状ですと、中国による日本の水産物の輸入停止は今後どうなっていくのかなど、不安を感じる要素もあるでしょう。こういった不安要素を軽減し、法人化を後押しするような何か施策をつくれぬものだろうか、そうした施策があれば助かるように思います。

現状、事業化への支援は、起業家支援事業として町でも行っておられますが、その先の法人化への手助けについてはどうでしょうか。農業の法人化は進んで

いるように感じますが、漁業の法人化も進めれば雇用の促進や地域経済の活性化にもつながると考えますが、今後町長はどのように考えられますか。お答えをお願いします。

○議長（末若憲二） ただいまの7番、松田穰君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 松田議員から、漁業経営体の法人化とそれを後押しする施策についての御質問をいただきました。

最初に、各分野における事業体、経営体の法人化に共通することでありませけれども、個人事業主が法人化の検討を始める際には、当然そのことのメリット、また逆にデメリットを比較検討の後に、メリットの多いと判断された場合に法人化に移行する、当然のことです。こうした中、まずは法人化のメリットであります、繰り返すようではありますが、一般的に言いますと、松田議員が言われますとおり、会社の信用度のアップや求人内容の充実、事業相続の際の負担軽減などがありますが、やはり最大のメリットは、事業の継続性の担保による顧客あるいは取引先からの安心感、事業としての信頼度の向上と言えらというふうに思います。これが個人事業主であれば、事業主にもし何かあった場合には、家族の中の後継者のあるなしによって即事業の継続性に大きな問題が生じることが多いわけでありまして、これが法人格を具備することによって、法人は解散や倒産をしない限り法的な人格を持って、組織として生き残って、事業が継続できるということにならうかというふうに思います。また、細かい話になりますが、課税所得が一定程度以上の場合の節税効果や従業員を雇用する際に社会保険及び厚生年金に加入するということになりますので、従業員にとっても自らの将来設計が見通せて、大きな安心感につながり、人材の募集、確保にも大きなアドバンテージであるというふうに思います。一方でデメリットではありますが、確かに会社としては従業員の福利厚生などの経費は増大するわけで、デメリットと言えるかもしれませんが、社会保険料、厚生年金の事業主負担分につきましては、これは避けて通れないルールであり、第1次産業従事者が不足傾向にある中で、現従業員さんの労働条件の改善にもつながることから、先ほど申し上げましたように、逆に雇用労働力の確保に際してはむしろ有利になるというふうには考えるべきだろうというふうに思うところであります。また、御案内のあった個人事業主がそれぞれの事業を持ち寄った複合的、協業的な事業形態についてであります、御指摘のような不安定要素は確かにありますが、ただ単に事業を複合化するから法人化、拡大するから法人化というのではなくて、仕入れルート、販売ルート、利益率などの多くの要素をシミュレーションした上で決定することが大事であろうというふうに思います。

次に、本町における第1次産業であります、自然豊かな田畑、山、海を活

用して、古くから経営規模の大小を問わず町の基幹産業として多くの方々が従事してまいりました。昭和40年代の高度経済成長期以降、働き手であった大半の若い人たちが都会に就職の場を求めて、その影響もあって、近年では第1次産業を支える従業者数、従業者の高齢化が進行しており、いわゆる農家、漁家というふうに言われている戸数は大幅に減少しております。このような中、農業におきましては、小さく不整形な圃場を区画整理事業によりまして一定の大きさの圃場に整形、整備して、作業の省力化、効率化を図るための機械化をはじめ、例えば本町におきましては、平成9年に山口県初の特定農業法人である農事組合法人うもれ木の郷さんの設立を皮切りに、現在では8つの集落営農法人が設立され、本町の大きな面積を占める農業経営や農地の保全に大きな成果を上げていらっしゃいます。

こうした中、第1次産業の支援策の話であります。農業では、経営改善による5年後の経営の目標を立てて、町または県、もしくは農林水産大臣が認定する認定農業者の制度もあることから、議員御指摘の阿武町がんばる農林水産業就業・経営等支援補助金の支援対象を、法人及び認定農業者とし、新規就農に係る就業初期の支援と経営安定支援のために農業用機械、施設の購入・整備や新技術の導入などに対して補助金を交付しているところであります。

なお、支援対象者を法人、認定農業者及び新規就農就業者に限定している理由は、個人での経営規模を見た場合、自家用の野菜や同じく自家用の果実等を栽培されている方から、一人で数ヘクタール規模で経営されている方まで、幅広い状況がありまして、それぞれの方でも自分は農家であるというふうに自負しておられますが、個人経営の場合、現在の経営者がリタイアされると、その経営は後継者が存在しない限りそれで終わってしまうというふうなのが現状であります。

ただ、一方で、法人あるいは個人経営であっても、認定農業者の方につきましては、一定規模の農地を管理されている上に、5年間の経営改善計画のもとに営農の効率化・省力化を目標に営農計画を樹立されておられますので、事業継続が確保、担保されるというふうなことで支援対象としているというふうな事情であります。

こうした中、御指摘の阿武町がんばる農林水産業就業経営等支援補助金の交付対象であります。新規就業者に対する支援内容は、漁業についても農業と同じにしておりますが、漁船や漁具に対する支援につきましては、確かに現在は行っておりませんが、これは町の漁業経営体で法人化されている事業体が1事業者のみでありまして、補助金交付要綱を制定したときにおいて、漁船や漁具等につきましては別途国の補助金の制度等を活用されまして調達済みであったことから、対象としなかったというふうな経緯があるわけでありまして、また、漁業にも認定漁業者の制度がありますが、これは漁業経営の改善計画を作成し、

農林水産大臣または県知事の認定を受けることにより制度資金の融通や補助事業による支援を受けることができるとされているところではありますが、実際、認定漁業者の認定につきましては相当ハードルが高いようでありまして、ちなみに、山口県における認定漁業者は24人だけとなっておりますが、今、現在登録が24人ではありますが、新規の認定につきましては令和元年度以降はないような状況ということでもあります。

こうした中、松田議員から、漁業経営体の法人化を後押しするような施策をという御提案であります。私といたしましては、今後の漁業経営体の方向性あるいは漁業振興等を考えますと、現行の阿武町ががんばる農林水産業就業・経営等支援補助金の支援対象者に漁業法人もしくは認定漁業者を加えて、新規就業の支援はもとより、経営の継承支援及び経営確立支援に関する補助制度につきましても、漁業者にも拡充する方向で要綱を変更することも考える必要があるだろうというふうに考えるところであります。

なお、漁業経営体が法人化を前向きに検討されるということでもありますならば、町としても、商工会さんとも連携しながらしっかりと支援をしてまいりたいというふうに思っているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 7番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問ありますか。7番、松田穰君。

○7番 松田 穰 では、再質問です。まず、ちょっと思ったよりいい返事というか、前向きな御返答をいただきましてありがとうございます。漁業をやっていて、実際、自分も今子育て世帯でもありますので、町の子育て支援がこの4年間を見ているとすごい充実してきた中で、今度この子育て支援を受けて育ってきた子供たちが結局、高校、大学、就職とか進んでいったときに、なかなか町に働き口がないから町外に出ていってしまう。これがちょっと非常に気がかりなところで、やっぱり今、阿武ファクトリーパークとか、こういったミニ工業団地を整備する計画なんかもあって、やっぱり働き先を確保しようという考え方は非常に大事だと思うんですが、今は、やはり町の中にある小さい産業を育てて一人、二人でも、小規模でも工業団地とかの整備ができるまでに、やはり雇用先として生まれてこないか。実際、港、自分の働いている周りでも、若干、少人数ですけど若い方が増えてきて、やはり考え方が、自分たちが就職したときのような考え方で、いい高校、いい大学出て、いい企業に就職するという考え方から、やはり働き方もいろいろ多様化してきているなというのすごい感じる部分もあるので、そういった一昔前と変わった考え方に対応できるような、自分で何かをやってみようとかという考え方も実際ありますし、そういった方々がちょっと商売始めて、軌道に乗ってきたときに、それをちょっとした世間の世情の変化で流されてしまうようなものじゃなくて、法人化してちゃんとしようかなとか、誰かを雇おうかなといったときに、法人であれば個人

事業主でやっているよりは強いのかなど。そういった部分で、本当に地道な部分かもしれないですけど、こういった何かしら後押しするような政策があればいいなというふう感じて、今回の質問を考えさせていただきました。

こういった支援というのは、あまりよその市町では聞かないような感じがあって、町独自の支援策としてこういうものがしっかりあればいいなと思うんですけど、このあたりは、町長はどのようにお考えですか。

○議長(末若憲二) 町長。

○町長(花田憲彦) まず、やっぱり我々が自分たちの後の子供たちに望むのは全てではありませんけれども、やはりその一部については、親の背中を見て親のような仕事をやりたいというふうに思ってくれる。例えば、漁師さんであれば漁師さん、親が一生懸命やっている、頑張っている、そして稼いでいる。僕も同じように漁師をやりたい、同じく農業もやりたい、商売もやりたい。いや、私は昭和の人間ですからよく分からんところがありますが、私はやっぱりそれが理想ではないかなど。そうじゃないかもしれませんが。私はそういうふうに、やっぱり親の背中を見て、親父と同じ仕事をしたい、警察官、警察官に私もなりたい、消防士にもなりたい、役場の職員、役場の職員にもなりたい。そういうのがやっぱり私は理想ではないかなというふうに思います。

今世代が変わってZ世代と言われますけども、そのことは多分変わらないんじゃないかなというふうに思います。そうした中で、特に感じるのは、今、町の中で一番元気があるのは漁業に携わる人じゃないかなというふうに今私は思っています。一番最初、それが一番感じたのが宇田郷の定置網が、外からいろんな方が来ていらっしやいました。今もいらっしやいますけども。若い方が来て、阿武町に移住・定住して宇田郷に定住、従業されたわけ。半分が外から来られた人だったというふうに思いますけども、そのときの決め手になったのが、あれはがんばる漁業かなんか、国の施策の中でいろんなもののハードの整備を、ソフトも含めてですけどされたわけでありましたが、そこに大きな決め手となったのは、法人を立ち上げられて、その法人は福利厚生というか、厚生年金も、保険も年金もあるというふうな形でありますから、従業者としては本当に安心感がある。厚生年金も入るというふうな形で、それは親方は、親方というか、法人ですから親方という言葉ではないですけども、法人としては、それは大きな先ほどの話として、デメリットと言っはいけないと思いますけども、それは必要な経費でありますけども、それ以上に人をちゃんと確保できるという大きなメリットがあったというふうに思います。ですから、厚生年金の事業主負担が要るかとか、そういうことは抜きに、それ以上のメリットがあったからあれだけ若い人材が集まって今も健全にやっらっしやる。同じように、農業法人の場合は農業法人でもう8つもある法人もいろいろな形で雇用も、今まさに、本当に雇用農業者といえますか、も生まれておるような状況でありますか

ら、今からも多分同じような状況は前に行くだろうと。雇用というのは、本当の雇用が生まれていくんじゃないかなというふうに思います。

そうした中で、やっぱり今、漁業者が一番元気だなというふうなことで、私ちょっとこの前ある人とお話をした中で、その漁業者の方ですけど、対談された方ですけど、こういうお話があって私はすごく感激したんですけど、今、自分が来て、若い人ですよ。子供たちも一緒になってこの阿武町でいろいろ漁業を含めて働いていますと。その中で、いろいろ自分のやりたいことが阿武町はやりやすいというふうに感じている。それから先がうれしかったんですが、我々役場の人間は、Iターンとかいうのをいろんな施策で、例えば何とかフェアに行って、例えば大阪とか東京であるフェアに行って、皆さん呼び込んで、こうですよ、こうですよ、いろいろ説明して、苦労して、でもなかなか実にならない。これ現実です。ところが、その方の言うのは、僕はここで、阿武町に来て今何年かやっているうちに、すごくこの良さが分かるし、ぜひ自慢したいし、僕はそういうのを頼るんじゃないしに、自分でも仲間を連れてくると。一緒に自己実現をしようじゃないかというふうに仲間を連れてくると言うんですよ。ありがたいことで、そうすると我々がいろんな大きな経費をかけてあっち行ったりこっち行ったりしながら、人をIターンの人とかを募るけれども、なかなか成果が出ないのに比べれば、そういった人たちが自分の同志のような方を連れてきてくれれば、経費のことを言っちゃいけないんですけども、町としてもありがたいし、多分そういうことに共鳴してきてくれた人はしっかり町で活躍してくれるだろうというふうに思いますので、本当にありがどうね、頼むねと言いましたけど、そういったことで話が横に行きましたけれども、そういうふうなことで、いろんな形で新たな人たちを呼び込んでいきたい。そして、やっぱり法人というのは大事だと思います。やっぱり個人で不安定な、今言うように親方が何かあったらどうなるんだ、この事業は。みたいなことよりも、法人というのは、解散とかしない限り死ぬわけは、死なないわけですから、人格を持ったまま生き続けるわけですから、法人化した人格はありますけれども、生き続けるわけですから、それは将来の継続性がある意味担保されるということですから、多分そこに就業する方につきましても安心して、そして厚生年金とかそういった福利厚生もしっかりしていただければいいだろうと。いいし、魅力があるというふうに思いますので、今いろいろ農業であって漁業でないというふうな話は、ちょっと実際に差があるところを申し上げましたけれども、そこはしっかりと、今日せっかくの御質問がありましたので、私のほうももう一回しっかり見直して、できるだけ努力はさせていただきたいというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（末若憲二） 7番、再々質問ありますか。7番、松田穰君。

○7番 松田 穰 再々質問です。再々ありがとうございます。

やはり何ですかね、いろいろ支援策っていろんな形があると思うんですけど、この質問を考えているときに、どんな返答をいただけるかなと思いがらいろいろ調べていて、よく市町とかで工業団地を整備したときに、そこに移ってきた新規参入してきた企業に対して、結構一定期間固定資産税を免除したりとかそういったものもある。結構そういった施策を設けているところが、実際、阿武町もあると思うんですけど、多いように思いました。同じような考え方で、今新たな雇用先とか新たな法人が増えるという考え方をしてもらえれば、そういった税制面での優遇措置を、例えば段階的に免除の割合を下げていくとか、いろいろそういった、あまり何もかもが、補助金を出せ出せというようなあれではなくて、そういった税制面で優遇するとか、いろいろ形態が変わったときに、町長がよく言う、ソフトランディングじゃないですけど、うまく事業が継続できるような段階的な支援とかというのもあり得るのかなというのも思ったんですけど、こういったあたりはどうなんですか。どのようにお考えですか。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 今、漁業者から今度は一般の、例えば企業誘致なんかの場合、確かに固定資産、例えば固定資産税、これはいろいろ条件はあるんですけど、基本的に、就業者数が何人増えるとか、基本的に製造業が対象となるというふうな、これは基本的に元は国の制度ですから、国の制度にのっとってそういったものに阿武町の工場誘致条例に合致した場合はそういった初年度固定資産税が3年間免除されて、あとの2年間は半分になるというような制度とかいろいろあるんです。それについては、国の制度というか国の法律に基づいてやったものについては、裏として、そこに、それによって免除とかやりますので、税収が入らないんです。入らないですよ、当然。それについては、補填措置とかいろいろあるんですよ、裏が。国が援助してくれる制度みたいなのがあったり、逆に、通常例えば町が町の独自施策でこれを免除しようというのがあるかもしれません。そうした場合は、本来取るべきものを取らなかったのはあなたの勝手でしょということ、国はそれは取ったと、要するに収入がありましたねと、あったことにするんです。ですから、我々からすれば、そのまま持ち出しみたいな感じで、減収補填のようなものはないというふうなことで、いろいろそのところは財政的ないろんな決まり事があったりするわけですけども、できれば、その中であれば、本当の真水の出ていくお金はなくなるのでありがたいんですけども、ただ、そればかりを言っておられませんし、我々行政に携わるものはいつも平等ということ、基本的な考え方、皆さん平等でなくてはいけないというふうなのが基本的な考え方ありますから、しかし、それを全て平等、本当にならしたように平等とやっていくのは、我々のような3,000人を切ったような町で、それを全部押しなべて平等と。そうすると、出るくぎは皆打たなきゃならない話になるんですよ。ですから、どっかの国の

指導者じゃないですけども、やっぱり走れるところを走ったらいいじゃないかと。そこから突破口でやっていけばいいじゃないかと、私はそう思います。全てを平等でやるということは、ある意味、出るくぎを打つような話にどうしてもならざるを得ない。じゃ、ここだけえらい入れ込んで援助したね。じゃ、こっちどうなっているのよということになると、やめときましようとなるじゃないですか、実際。ですから、そこは説明のつく範囲で、私は突出しちゃいけないかもしれないけども、ある程度頑張るところにはしっかり支援をする。そういったことで、みんながこれも頑張る、これも頑張る、これも頑張ればいいわけであって、これがこれと一緒にせないけん、ポコってここ。これはないし、するべきでないし、私はこの小さな町の阿武町は、やっぱり頑張るところはちゃんと頑張って、もっとこの山を高くしていただく。そうすると、こっちも、ああ、そういうことがあるということで、こっちもまた負けないように頑張ればいいわけであって、引っ張り合いをやったって駄目だというふうに思いますから、私はいろんな制度設計するときには、少々のことは、頑張るんじゃないかとやるってやろうじゃないかというふうな思い、まさにこれです。打てば響くというのはそういうことなんですけど、そういうふうな姿勢で、今からも漁業者・農業者とか商工業者と限らず、しっかり頑張るところにはちゃんと支援をしていく、そういう姿勢でやっていきたいというふうに思います。以上です。

○議長(末若憲二) これをもって、7番、松田穰君の一般質問を終わります。

次に、5番、白松靖之君、御登壇ください。

○5番 白松靖之 5番、白松靖之です。通告に従いまして、阿武町の空き家対策について質問します。

日本の人口は2008年の1億2,769万2,000人をピークに、減少に転じました。少子化が大きな要因とされ、このまま減少が続けば、2070年には9,000万人を割り込むという推計が出ています。2023年総務省統計局の住宅土地統計調査によれば、全国の総住宅戸数6,504万6,700戸に対して空き家は900万1,600戸、空き家率は13.8%、山口県の総住宅戸数は72万6,400戸に対して空き家は14万700戸、空き家率は19.4%という調査結果を公表しています。また、今から13年後の2038年には、全国の空き家率は約31.5%となり、3軒に1軒が空き家となる推計をしています。

そこで、阿武町は直近令和5年6月の調査によれば、奈古地区1,009軒に対して空き家は198軒、空き家率は19.6%、福賀地区379軒に対して空き家は124軒、空き家率は32.7%、宇田郷地区367軒に対して空き家は101軒、空き家率は27.5%、特に福賀地区が高い数値となっています。今後3地区の独居高齢者の件数が増えていく中で、これまで以上のスピードで空き家が増えていくことが容易に想定されます。空き家が増えることで火災の原因になったり、犯罪の温床になったり、庭先の柿の木へ熊・猿等呼び寄せたり、景観の悪化の原因に

もなります。

また、私は2022年6月定例会において、空き家バンク事業について一般質問をしました。それに対して、町長の答弁の中で、空き家という地域の財産を地域活性化の有効な資源と捉え、例えば各自治会でこんな人に来てほしいという人材誘致的な対応も必要であると述べられています。今後、私も含め、住宅を所有する人は、いずれ慣れ親しんだ我が家の在り方について決断を迫られるときが必ず来ます。そのとき、家を貸すのか売するのか、解体するのか、多くの方が悩まれると思います。

以前、2018年3月に、阿武町から、家の未来帖というものが全戸配布されました。その後、2021年3月に第2版、2024年3月に第3版と、計3回発行されています。この家の未来帖を基に、いま一度、年末年始やお盆の長期休暇中に、阿武町の実家へ帰省された親族の皆さんと家の方向性について話し合っていく機会を促す努力が行政に必要だと思えます。例えば、各自治会や高齢者教室等への出前講座の実施や、防災行政無線、広報あぶ、町のホームページ、ケーブルテレビ等での周知が考えられます。

以上、阿武町の空き家対策について、町長の今後の施策展開や思い、考えを求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの5番、白松靖之君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） ただいまは、白松議員から、今後、少子高齢化等によって空き家の件数がさらに増加することが見込まれる中で、その対策について、町としての考え方はどうかというふうなお尋ねであります。

初めに、令和5年度調査における空き家の軒数並びに比率につきましては、先ほど議員から御説明をいただいたとおりであります。この調査は5年ごとに実施しているところでありまして、その5年前の平成30年度と直近のさっきの令和5年度であります。これとの比較で空き家の増減をまず見てみますと、全国平均はプラス0.2ポイント、空き家が増えたということですが、山口県平均では1.8ポイント、全国平均より空き家が増えておりますが、阿武町ではさらに増えておりまして3.9ポイントというふうな、空き家件数が5年間で急激に増加している状況であります。ちなみに、総務省の統計資料で県内の近隣市の状況を見てみますと、大体3.6%から3.7%というふうなこととなっております。阿武町より若干少ないかほぼ同じような状況でありまして、空き家は増えているのが数字として表れております。このような中で、議員の御指摘のとおり犯罪や事件・事故の発生などの様々な観点から、空き家を減らすことは町の重要な課題の一つであると私も認識しているところであります。

こうした中、空き家対策の最も理想の形は空き家の有効活用、もちろんこれですが、本町は他の市町に先駆けて平成19年度に空き家バンク制度を開

設しておりますので、まずはこれの内容を、登録件数を御紹介したいというふうに思います。一番初め、始めた頃であります、平成19年度の登録件数は僅か6件でありまして、その次の20年度にはこれが16件と。そして、その後しばらくは1桁台で推移しておりましたが、先ほど議員の方から紹介がありました家の未来帖、これを発行した後の平成30年度以降は2桁でずっと推移しているところでありまして、直接どうかは分かりませんが、私としては町の未来帖を御覧いただいたことが空き家バンクへの登録の動機づけとなって相当の効果をもたらしたのではないかなというふうに考えております。

なお、これまで空き家バンクとして登録していただいた住居件数につきましては、累計でこの11月末で191件の登録でありまして、さらにこのうち契約済みのもので、賃貸と売買も含めてであります、191件のうち93件が成約し、193件というのは賃貸です。191件のうち賃貸が93件、売買が30件ということになりますと、191件登録のうち123件が何らかの形で賃貸あるいは売買に供されたということになります。また、現在、町のホームページに掲載している空き家物件は、奈古地区で18件、福賀地区で10件、宇田郷地区で5件の33件となっております。ちなみに、平成19年度以降に移住や空き家の相談を受けた件数は累計で2,060件ありまして、さらに実際に移住された件数は町営住宅の入居者を合わせると152世帯が空き家バンクの関係で移住されたということになります。

次に、空き家対策としての町の新たなる取組を御紹介させていただきます、実は昨日であります、株式会社ネクスウィルさんという会社がありますが、この会社と業務の連携協定を締結したところであります。この株式会社ネクスウィルさんは東京に本社を置きまして、不動産業者であります、一般的な不動産と比べて売却が難しいとされるいわゆる訳あり物件なども解体をされまして、利害関係を整理した後に、そしてまた取扱いや売却が困難とされている要因をいろんな形で排除された上で再販を行う業者であります。現在、同社は山口県では阿武町が最初の協定であります、全国的には6市町と協定を結ばれておりまして、例えば、昨年9月に結ばれた岩手県のある町では、紹介した23件のうち7件の買取りが成立したというふうなことであります。そして、愛媛県のある市では、8件の紹介のうち5件の買取りの実績があり、山口県においても、協定あるなしとは別として、業務を行っていらっしゃるけれども、山口県で38件の取扱い実績があるというふうに伺っております。

町としてもこれからも空き家バンク制度は引き続き進めてまいりたいことはもちろんであります、株式会社ネクスウィルさんと共同することで、状態のよい物件については空き家バンク制度とそしてネクスウィル、両方、家主からすれば契約先の選択肢が増えるということになりますし、また、通常、町では保存状態が悪いなどというふうな理由で登録をお断りするような物件があるわけですが、これも条件次第ではネクスウィルさんが引き受けてくれるという

ふうなことで、空き家対策の充実強化にもなり、また移住・定住者の増加にも期待できるというふうに考えているところであります。

また、議員から御提案いただきました空き家バンク登録制度のPR、無線放送等につきましては、帰省客の多いお盆や正月には意識して放送を流しているところではあります。このことについては今後も引き続き行っていきたいと思っておりますし、また、毎年自治会長集会でお配りしている出前講座のメニューにも加えたいと考えております。

最後に、空き家の庭等にある柿などの果実等が猿や熊を呼び寄せるというふうなお話もありましたが、これにつきましては熊の目撃情報等があった場合、防災行政無線で注意喚起と合わせて、放任果樹撤去の依頼も呼びかけているところでありますが、広報紙等でも引き続き定期的に呼びかけをしてまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 5番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問ありますか。5番、白松靖之君。

○5番 白松靖之 再質問に入る前に、この一般質問を考える材料となったのが、今年の4月の広報あぶに載っておりました。後で確認をしましたら、前回使った記事をそのまま載せていたということで、この場で言うべきではないかと思いましたが、一般質問を考える上でそういうきっかけの一つにもなったということでちょっと今報告をさせていただきますが、以前、町内の方からも、自分たちの、この家は自分たちの代で終わりじゃのうと半ば諦めのような声もお聞きしましたし、本当に今の自分の家が買い手がつくのか、そういう不安もお聞きしている中で今回の一般質問をさせていただきました。前置きとしましては、この阿武町は私も見ている感じではほかの市町にはより群を抜いてこの空き家対策については対策は十分取られているのではないかなと思っておりますが、さらなる、先ほど答弁にもありましたように、新たな会社との契約、ネクスウィルさんですか、取られているということで、さらなるギアチェンジが必要と考えております。

全国の空き家は、先ほど900万戸あるという中で、その中で管理がされていない空き家というものがいわゆる放置空き家というものに当たると思いますが、全体の半数に近い400万戸とされています。その放置空き家というのは、管理者が不在であったりとか不明であったりとか、おられても遠くにおられて空き家を管理されていない状態のものですが、そういう放置空き家はいずれ倒壊、危険家屋等に変貌していく可能性があるわけでございます。この地域の、前回の2020年6月の一般質問の答弁の中でもありましたように、この空き家というものを地域の財産と捉えていくべきであると町長答弁されております。私も、こういう、せつかくある地域の財産としての空き家を次の世代、また買いたいという方に提供できるようなものにしていくべきだと考えております。それに

ついてもまた、町長、補足があれば御答弁をお願いいたします。

先ほどの質問の中でも触れましたが、空き家は火災の延焼の原因にもなるわけでございます。冒頭の町長の挨拶にありましたが、先月の11月18日の大分県の佐賀関での火災延焼については、約470棟のうち約70棟は空き家という調査結果も出ています。また、2018年、記憶にまだ新しいわけでございますが、当阿武町奈古地区で11月24日に起きました建物火災では、延焼した5棟のうちの2棟は空き家ということで、こちらの方の空き家というのが延焼の原因の一つになっていると考えておりますが、その町長のそれについても、もうその答弁をお願い申し上げます。

そして、この空き家というものに、貸し手の方に対して空き家リフォーム補助金というのが今創設されておりますが、今後、その空き家というものをリフォームして魅力ある物件に変えていく、その努力はやっぱり貸し手の人にも売り手の人にもやっていただきたいと思っている中で、そういう補助金、この家の未来帖にも書かれておりますが、各種補助金が組み立てられております。今後、この補助金に対して拡充していく意思があるのか、そういうお考えをお持ちなのか、その辺も合わせて答弁をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） まず、空き家は本当に、程度にもよるのはいりますけども、基本的には資源だというふうに捉えるべきであるというふうに思います。今まではそういった考えの下に、バンクに登録していただいて、それを、情報を提供して、それを求める人たちに情報提供するというふうな形でありましたが、空き家バンクに登録する段階で、もちろん現場を確認に、担当の方が現場を見に行くわけですが、これはどうも、これは幾ら頑張っても使えないねというのはあるわけです、どうしても。それについては、今まではお断りしておりました。今回、株式会社ネクスウィルさんと提携を結んだのは大きな意味がありまして、このネクスウィルさんはもう、多分使えないだろうと思われるようなものであったり、また、例えば事故物件であったり、あるいはいろいろな権利関係があつてなかなかそれが解消できないような物件であったり、いわゆる訳あり物件のようなもの、そして老朽化の、通常のものよりも、そのままでも貸せるような状態ではないものまで扱っていらっしゃる実績があるんです。先ほど数字を何ぼか申し上げました。そういったことをやっていらっしゃる会社で、まずその物件を購入して、それを昨日もお話しした中でちょっと印象的だったのが、今我々が居住の用に供する家というのは、もちろん戸建てで自分で建てるのはそりゃちょっとこっちに置きまして、借りる家とか買う家、都会でありますとマンションとか、田舎であってもいろんな集合住宅が多いわけですが、今若い人たち、特に若い人たちが求めているのは、集合住宅になりますと、例えば子育てするときに子供が飛んだり跳ねたりします。声も出しま

す。そうすると、前後、左右、上下から苦情が来るわけです。大変子育てがしにくい。どうしても完全に、振動も音も声も何もしないというようなことはなかなか難しいわけです。お隣さんとか、特に上下、子供が飛んだり跳ねたりします。その状況。そして、もう一個あるのがペット、ペットを今飼う家庭がすごく増えています。特に、小さな子供たちがいる家庭で増えています。その人たちは、その集合住宅、そもそもそういうところは禁止されているところもありますけれども、禁止されていなくても鳴き声とかいうのが出てきてなかなか住みづらい。ちょっとびっくりしたのが、今、戸建ての賃貸住宅が求められるらしいんですよ。それも、人がたくさんいるところじゃなしにパラパラパラっと、犬が鳴いても、離れているので、例えば何百メートルも離れていなくてもいいんでしょうけど、20メートル、30メートル離れているので誰も聞こえない。聞こえるかもしれないけど文句言うほどのことではないと。そういうのが今求められているんですという話を聞きまして、確かにそうかなと。そうすると、例えば都市部の中よりも、我々のような家が散在しているところのようなぽつんぽつんと。そのほうがそういったニーズに合うという話なんです。ですから、私たちの商売が成り立ちますと。それを借りて、一定程度改造してそれを賃貸にする。それも、資本は、その人たちは紹介して、そういった商売をやりたい人が賃貸、要するに利殖ではないですけどもそういう賃貸業をやるというふうな話なんです。そういうふうなことで、いろいろ考え方はありますけれども、しかし、今ある空き家が有効に活用されて、そこに人が住んでくれるわけでありまして。そして、多くの場合はそういうふうに結構若い人たちのニーズがあるということであれば、今まで、要するに役場の空き家バンクでも取り上げてもらえなかった。これはあまりにも老朽化が激しすぎてとても人に紹介できる物件じゃありませんとお断りしていたものが、今度は俎上に上がってくるということでもありますから、物すごく幅が広がったというふうなことでありますから、これがどういうふうな展開をするかは分かりません。ただ、もうよその市町では実績が上がっておりますから、私は取り組んでみる価値はあるというふうに思っております、そういうふうにしたわけでありまして。

それから、今、町もいろいろ空き家のリフォームの補助金とかをやっております。これは、ただ単純に木造家屋のリフォームとかの補助金は、これはもう頭金10万円のやつが地元業者でやっていただくというのがありますし、また、そもそもそういった方たちにお貸ししたりすることを前提にやった場合は、借り主あるいは大屋さんでもいいです。大屋さんとか貸し主というんですか、そのどちら側をやられても、借り手、貸し手やられても、買い手、売り手やられても補助するような制度があります。これは何ぼだったか、ちょっと金額忘れちゃったけども、結構な、100万円とかそういう大台の金額だというふうに思いますが、そういうものも用意しておるわけでありまして、また、今、

後ほど西村議員の御質問とも若干かぶりますけども、今空き家で本当に使えないものが放置されている、ありますよね、たくさん。これもやっぱり、先ほどの犯罪であったり、火災であったり、極端な話、熊が住みつつかどうか知りませんが、そういったふうな不衛生なことも起こったりしますから、そういう完全にもう使えないというものについてはもう更地にしていただきたいというふうなことで、何年か前に、町独自の補助金をつくりました。それ、今上限100万円で、町が検査に行きまして、点数が100点より高い、点数が高いほうは悪いということなんですけども、100点を超えるものについて補助金を出すと。程度によります。老朽化・危険化の。そういう制度を今やっております、既に何件かの利用があつて、解いていますよね、あそこの釜屋の、あそこの橋の手前のところとか、宇田でもあります。それもそういった制度を利用させていただいて解いていただきました。もちろん、何回もこちらからお願いもし、今年も既にもう今、そういったことで申請が上がっているところもありまして、効果はあるなというふうに思っています。ただ、私が今、担当課のほうに指示しておるのは、100点に行かないところです。危険とはいかんけども、でももう所有者の方が、皆さんに迷惑をかけるからこの際解きたい。解いて更地にしておきたいというふうなこともあるわけです。それは、ぜひお金がかかるからもうほったらかしだということをしていただくよりは、あっさり解いていただいたほうがいいんで、私は、どうかそこら辺にも何ぼか呼び水になるような補助金、100点以上が100万円であれば、ここら辺なら何ぼか知りませんが、例えば50万円とか30万円か知りませんが、そういうふうなことも必要なんじゃないかな、そのことが危険空き家を増やしていく、あるいは空き家の老朽化によってもう危険、周囲、そのままぽしゃってくれればまだいいんですけど、横に倒れ、斜めに倒れれば道にも倒れ、隣の家にも倒れるわけですから、そういったものも今、来年度の新規事業、新規というか拡充ですけど、先ほどの。としてやる必要があるんじゃないかというふうなことを今検討を指示しておりますので、何らかの形で来年度の事業の拡充をしていきたいというふうに思います。何はともあれ、空き家というのはなかなか活用できるものが現実問題というのは少ないし、もうずっと長いことやっていますから、活用できるような空き家はおおむね活用されておりまして、なかなか新しく、本当に利用できる空き家というのは少なくなっておりますので、先ほど繰り返しになりますけども、今のちょっと手を加えればやれるというふうな感じのものだけ今まで扱わざるを得なかったわけでありましたが、もう少し幅が広がったというふうな思いがありますから、ぜひこれらもしっかりと状況を見ながら進めていって、町から危険空き家を少しでも減らし、あるいは活用できる空き家はしっかり活用して移住定住につなげていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（末若憲二） 5番、再々質問ありますか。はい、5番、白松靖之君。

○5番 白松靖之 再々質問になるかどうかは分かりませんが、私、配達で仕事柄、全町を回ることがあるわけですが、柳橋分譲宅地、29区画完売御礼ということで大きく看板が出ておまして、大変喜ばしいことだなと思いつつ、また今、柳橋第5分譲宅地が急ピッチで造成中ですが、一旦はそういうところが華やかに見えるんですけど、ちょっと目を、もうちょっと広く見てみれば、全町を見れば、片やどんどん朽ち果てていく家、また荒れていく田畑、またそういうのを目にするわけですが、本当、この阿武町でも広がっています。二極化、片や華やかなところ、片やちょっと寂しいようなところあるわけですが、人と物とお金の流れを阿武町全体に行き渡されるように、町長には政策展開を今後していただきたいなと要望をします。

また、この町のスローガンでもあります選ばれる町をつくっていくという大きなスローガンがあるわけですが、最後にこの阿武町空き家ゼロ宣言をぜひ町長にしていただきたいなと、夢は大きくして、それが絵空事が絵に描いたような餅ではいけないわけですが、しっかりそっちに向いて、向かっていくという、空き家ゼロ宣言をぜひ町長にはしていただきたいなと、願いも込めて、白松靖之の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長(末若憲二) 町長。

○町長(花田憲彦) 空き家ゼロ宣言ちょっと、ゼロ宣言と言ったらちょっとそつきになるかも、ゼロというのは実際に難しいかもしれない。努力目標としてのゼロ宣言ということだろうと思いますが、先ほどのネクスウィルさんの、今まで扱ってなかった、今まで我々も断っていましたよね、実際問題。これはもう何ぼ何でも勘弁してくださいと、これは幾ら登録しても、もう無理ですということでお断りしたのがたくさんありますが、そんなもう老朽化が進んでいるものでも、我々は駄目と思っていました、今まで。でも、可能性があるということは分かりました、今回。さらに、その中心部じゃなしに周辺部で、むしろ隣に家がそこにありますじゃなしに、ちょっとぐらいこれぽっぽあるようなところのほうがいいというニーズがあるということも分かりました。一番冒頭に言いましたように、今の戸建て賃貸住宅がすごく脚光を浴びている。中古のですよ。いうふうな話も、我々はマンションとか、がというようなことが脚光を浴びているのかな。そして新しく分譲宅地のところに家を建てるような、そんなイメージもありましたけれども、そういった古いものも、それも相当古いものも、今の技術で改造して、それも場所もちょっと隣と離れているようなところである。そうすると、今の福賀であり宇田郷であり、奈古地区も一部が密集しているだけであって、ほかのところはみんな農業集落であったりするわけであるし、結局同じことなんですけれども、そういったところも今までの考え方とはちょっと違った考え方で取組ができるなというようなことが昨日もつくづく感じたわけでありますから、しっかり努力し、また宣言をするかせんか

は別として、一生懸命努力をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（末若憲二） 以上をもって5番、白松靖之君の一般質問を終わります。ここで会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩 11時04分～11時12分

○議長（末若憲二） 休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を行います。続きまして、6番、池田倫拓君、御登壇ください。

○6番 池田倫拓 通告に従いまして質問をさせていただきます。クマの出没時の対応について質問いたします。

近年、メディアで報道されているよう、熊の出没が多発しています。出没といっても、単に山中で見かけたといったことではなく、住宅街での遭遇、民家やスーパーへの侵入といったケースが報道されています。中には、襲われてけがをされた方や亡くなられた方もいます。また、狩猟者においては、イノシシなどのわなによる錯誤捕獲もされています。そのような報道がされていますが、阿武町でもクマを見た、錯誤捕獲をしたといった事例が近年増えてきたようにも思います。目撃箇所付近の住民の方は、もし熊と遭遇したら、もし熊に襲われたらと不安な生活を送っています。そこで、阿武町では熊の目撃時のマニュアルはありますか。目撃者はどうすればいいのでしょうか。また、目撃後の対応はどのようにされていますか。

次に、阿武町では猟友会に有害鳥獣駆除をお願いしていますが、熊については保護獣とされ、銃猟やわな猟は行えません。熊への対応としては、従来、猟友会員の中から数名の方にクマレンジャーとして、県の指導の下、錯誤捕獲の対応など、活動をいただいているのですが、今年度の法律の改正により、緊急銃猟として市町村の判断での駆除ができるようになりました。しかしながら、この緊急銃猟について熟知されている猟友会員が少ないのも現状です。緊急銃猟がどのようなものなのか、今後、猟友会員さんへどう周知していくのかお教えください。

最後に、有害鳥獣駆除に協力いただいている猟友会員さんですが、新たな狩猟免許取得者も少なく、高齢化のため現状の維持も難しい状況です。猟友会としても会員の勧誘等されていますが、取得費の面やその特殊性から、なかなか苦労されています。このままでは熊への対応はおろか、本来の有害鳥獣にも支障が出てくると思いますが、阿武町としてはどう考えているのでしょうか。

以上、町長の答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの6番、池田倫拓君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 池田議員からは、クマの出没時の対応について、大きく3項目の御質問いただきました。

最初に、熊ですけれども、NHKのアナウンサーは、「くま」、熊はそこにいるのが「熊」というんですけれども、というふうに、どうも使い分けていらっしゃるようで、大体、私も関心を持って聞くわけですけど、大体「くま」というアクセントで言っているようにあります。これ要らんことではありませんけど。

まず、御指摘のように、全国的に熊の目撃情報、人的被害も増加傾向にあり、今年4月から10月までに全国で人身被害が196件、そして死者につきましては12人もの方が亡くなられておりました、うちツキノワグマによる死者が10人というふうに報道されております。さらに、人身被害は、特に秋田、岩手、山形、長野各県の東北・北陸地方に集中しているというふうなことであります。ツキノワグマが人里に出没して人身被害を発生させる要因としては、夏場の猛暑により山中のブナ類の不作と言われておりますが、冬眠に向けた食べ込みのために餌が豊富でかつ容易に摂取できる人里付近へ現れて、元来、臆病なツキノワグマが人と遭遇して、自身の身を守るために危害を加えるというふうなことでなっているというふうに言われております。

ここで、山口県におけるツキノワグマのこれまでの取扱いについて簡単に御説明いたします。ツキノワグマは、環境省のレッドリストで絶滅のおそれがある地域個体群に分類されておりました、山口県、広島県、島根県の3県に生息するツキノワグマは、西中国地域個体群というふうな呼ばれ方をしておりました、この個体群はほかの地域から孤立して分布しているとされておりました、平成6年度以降は国によって狩猟禁止措置が取られておりました、5年ごとに保護計画を見直しながら個体群の存続を図る措置が積極的に行われてきました。また、西日本地域における生息状況の推計であります、平成11年度が生息推計が480頭、そして生息域が5,000平方キロメートル、そして、これが平成22年度になりますと、先ほどの480頭が870頭、そして令和2年度には生息推計数が1,300頭、500頭弱増えておりますが、生息域も5,000平方キロから8,200平方キロというふうに言われておりました、この21年間で生息数が1.7倍、生息域が1.6倍に拡大されていると言われております。ちなみに、この地域で個体群を維持するために必要な頭数は大体800頭程度とされておりますが、個体数が増え過ぎたために個体群の安定的な存続を図るために令和4年度からは捕獲数の年間上限目安を設定しておりました、保護計画を管理計画というふうな、保護ということよりも管理していくというふうな計画に変更されたところであります。なお、この管理計画では、地域における総捕獲数の年間上限を今既に94頭から135頭へと増やしておるところであります。ここで捕獲の事由、理由、方法であります、この地域では捕獲方法として狩猟は許可されておられません。

が、農作物への甚大な被害を発生させ、その地点から逃げない場合に限り有害鳥獣としての捕獲が許可され、現時点で阿武・萩地域での事例はありませんが、岩国方面ではそれが実施されているということでございます。

ここで御質問の、熊目撃のマニュアルについてであります。これにつきましては萩警察署、萩農林水産事務所森林部と共有しております。目撃の情報が役場の農林水産課に寄せられた際には、目撃場所、個体の大きさ、目撃者のお名前、連絡先などを確認して、この情報を萩警察署と共有するという事になっております。そして同時に、目撃情報の概要を萩農林水産事務所、教育委員会及び町内の小中学校に連絡するとともに、防災行政無線で住民の方々に注意喚起を促すこととしているところでありまして、また、目撃者が警察署へ直接連絡された場合にも同様の手続がされるということになっております。

なお、近年の町内の熊の目撃情報は申し上げますと、令和2年度に9件、3年度に7件、令和4年度に7件、5年度に5件、6年度に8件、そして今年は11月現在で既に11件となっており、例年より多くなっているという現実であります。また、目撃された時期は冬眠に入る前で、柿や栗がある10月、11月に集中しているところであり、放任果実はできる限り除去することが根本的な対策にもつながるといっております。

次に、緊急銃猟であります。この制度は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正によりまして、今年の9月1日から施行されたところであり。これは地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高い熊等について、住居集合地域等よりも広い人の生活圏内での狩猟を可能とする制度であります。具体的には熊やイノシシが人の日常生活圏に侵入して、もしくは侵入するおそれがあるというふうな場合に、人命または身体への被害を防止するために緊急に対応する必要があり、銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であるというふうなことが条件になっております。さらに、住民や第三者に猟銃による被害を及ぼすおそれがないなど、これらの条件を全てクリアした場合に限って、市町村長の指示により銃器による捕獲をすることが可能となったところであり。ここで、緊急銃猟に係る猟友会員さんへの周知の方法についてありますが、池田議員は阿武町猟友会の会員でありますので御承知のとおりであります。実はこの緊急銃猟につきましては、農林水産課では先月に、第1種銃猟免許証を保有して3年以上の会員さんに対して、緊急銃猟の認知度の把握、そして、いざ緊急銃猟を実施するとなった場合に御協力いただけるかどうか等についてアンケートを行っております。その中の回答では、緊急銃猟のたまかな内容は理解しているが、詳細は知らない、分からないという回答がありました。そして大方の会員さんからは、緊急銃猟をお願いした場合には協力いただけますかというふうなことで、協力をいただけるとのお答えもいただい

おりまして、大変ありがたく思っているところであります。

なお、そのほか、会員さんからは、対応時に発生するけがや、予想外に第三者もしくは財産等へ損害を与えた場合の責任や補償の問題、また、これに対応する保険などについて懸念事項として寄せられているところでもあります。

こうした中、町では現在緊急銃猟対応マニュアルを策定中であり、マニュアルの中では、緊急銃猟を実施する際の職員の役割分担や連絡体制、警備体制などを分かりやすく文書化することとしているところであります。また、猟友会員さんへの制度の周知等につきましては、マニュアルの策定が完了後なるべく早い時期に、第1種銃猟免許をお持ちの会員さんを中心に説明会を実施する予定としております。

最後に、高齢化による猟友会員さんの減少による今後の有害鳥獣駆除に対する対応であります。現在の阿武町の猟友会員さんの人数は町内在住の会員さんが3地区で合計で25人、このうち第1種銃猟免許所持者が11人、わな猟のみの方が14人となっております。ちなみに、第1種銃猟免許につきましては、近年11人でずっと推移しておりますが、中身としては、例えば昨年はお二方が返上されて今年お二方が取得されたというふうなことで11人が続いていると、そういう感じがあります。また、わな猟のみの取得者を見ますと、昨年は15人、一昨年は16人と、大体この辺りの数字で推移しております。内容的には若干のメンバーの若返り等もあるというふうになっております。

次に、免許取得時の費用面の問題ですが、山口県からは、狩猟免許取得等の経費補助として、免許取得後一定期間に狩猟者登録を完了した場合には、第1種銃猟免許につきましては2万円、わな猟の免許では1万5,000円の免許取得時の一部補助制度があるほか、町としても独自の措置として、狩猟免許の講習会の受講料が6,500円、これと、そしてまた狩猟免許の申請手数料5,200円、この2つは全額を町の方で補助をしておるというふうなことであります。

最後に、熊をはじめイノシシ、猿などの鳥獣を里へ寄せつけないためには、例えばごみや野菜くずを放置しないことや、収穫しない果実、特に柿や栗などを放置するのではなく、伐採処理するなどして地道な対応が必要であり、また地域集落ぐるみで有害鳥獣対策に努めることも重要でありますので、今後とも必要に応じ広報あぶや防災行政無線を有効に活用しながら、住民に注意喚起を進めてまいりたいと考えているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長(末若憲二) 6番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。6番、池田倫拓君。

○6番 池田倫拓 答弁ありがとうございます。

今、目撃時のマニュアルということで、県など、警察などの連携で把握していくという部分があったと思うんですけど、まず、町民自体が目撃したときに、どこに連絡したらいいかというのがしっかりと認知されていないというところ

もあります。それをまた広報などを使って、こうしてくださいといった簡単なマニュアルが町民に配られると一番いいのかなと思っています。そして、目撃後に防災無線で流れているのは私も承知しているところではありますが、熊は大体大きい音を嫌うとかそういった部分もあると思うので、目撃地域に限って広報車などを使って安全を呼びかけることも一つ手ではないかなという部分を思ったりしております。その辺の目撃に対しての何か追加で答弁があればお願いします。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 今おっしゃいますように、なかなか町民の方が目撃されても、じゃどこへ言っていけばいいのというような話、しっかりとそういったことについてを皆さんに周知しているわけではありませんので、言われてみれば迷われるのかなというふうに思いますし、警察に言うのか萩農林に言うのか、どうなのかみたいな話になるかというふうに思いますので、今お聞きしましたので、しっかりと今、選択肢はあるんでしょうけれども、自分の一番思うところに行っていていただく。特に、役場に言っていただければ、共有するルートはできて、我々行政の段階はできておりますから、そこについてはいろんな広報を通じ、あるいは防災無線を通じて、住民の皆さんにそういった目撃があれば、しっかりと、どこそこへ、例えば役場のほうへ御連絡くださいであるとか、そういったことはしっかりと今から周知をしていきたいというふうに思いますし、また現に熊が出たようなところどころ、ただ大体報告があって放送するから今日の朝とかいう話になりますので、実際にタイムリーかどうかというのはちょっと分かりませんが、もしそういうのが直ちに出て行って、幾らなんでも熊が車の中にいる人間までガラスをぶち破って襲ってくるというのはちょっと考えにくいと思いますから、そういったことで、今、一定、そういったことで大きな拡声器かなんかで追っばらいができるのであれば、あるいは、もしかしたら、猿のときじゃないですけども、ありますよね、花火。打ち上げ花火みたいなやつが。ああいうものも有効であれば、我々としてもタイムリーな段階でやれるのであればしっかりとやっていけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（末若憲二） 6番、再々質問ありますか。6番、池田倫拓君。

○6番 池田倫拓 町長おっしゃられるようになかなかタイムリーな部分はなると難しいと思うんですが、できる限りの追い払い効果が出るような形を取っていただければと思います。

そして、先ほど質問の最後のほうで、猟友会員のなかなか減少につながる、今、町長おっしゃられたように、ある程度の人数では推移しているんですが、今わなの免許取得者にしても、高齢化が結構進んでいて、なかなか会員が増加するというのは難しい状況でもあります。銃猟となると、猟銃取得となると特

質な部分もありますので、なかなか難しい部分もありますし、この辺のまた費用も多額に、わなに比べると増えていく部分もあります。町独自でまた支援していただけることとかがまたあれば助かると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 今いろいろとまだまだ会員さん、まず銃猟していただく方がいらっしゃらないとその仕事はできないわけでありますから、通常の猟友会員さんも、熊だけじゃなしに通常のイノシシの、要するに有害鳥獣の駆除であつたりも随分活躍していただいておりますし、まだまだ手助けというか、我々が援助ができる、支援ができることがあるならば、しっかりと支援していきたいと思ひますから、また、内容については今から、よその例なんかも見ながら検討させていただきたいというふうに思ひます。以上です。

○議長（末若憲二） これをもって、6番、池田倫拓君の一般質問を終わります。次に、1番、金田妙子君、御登壇ください。

○1番 金田妙子 本日、初めて一般質問に登壇させていただきます。不慣れな点多々ございますが、一生懸命務めてまいります。

それでは、阿武町における病児保育事業の現状と設立の可能性について質問いたします。

まず、阿武町では少子化対策、定住対策として、ほかの市町にはない子育てに関する先進的な取組が行われていることに対しまして、花田町長様はじめ町執行部の皆様には敬意を表します。現在、子育て世帯においては共働きが増えております。その世帯が就業と子育てを心置きなく安心して両立できる環境を整えるためには病児保育事業が非常に重要だと考えております。お子さんが病気になる際に、保護者が仕事を休まなければならないという現状は、特に女性に大きな負担をかけていると考えます。県内では柳井市を除く全市で病児保育事業届出施設がございます。町で設置しているのは平生町のみですが、その当該施設は柳井市と田布施町が共同運営しております。さて、お隣の萩市での病児保育所利用手続について紹介しますと、利用が見込まれる場合には年度ごとに事前登録が必要で、登録申込書と調査票の提出を行います。利用に際しては、事前に電話連絡をします。利用当日は、病児保育事業で利用申込書、意見書、病児保育の記録の提出が必要となります。発病当日も2日目以降も、かかりつけ医を必ず診療時間内に受診して、意見書を記載してもらいます。提出する書類は複数枚あり、記載にも時間を費やします。利用定員は6名です。しかし、複数の感染症のお子さんの利用がある場合は、定員に満たずに断られるということが多々あるとのこと。タイミングよく条件も整い利用できるのは限られたお子さんであるということになります。

病児保育は感染症の流行時期によって利用者数に変動があるため、安定的な

運営には課題があるということは理解できます。萩市と広域利用の協定を結んでいる現状ではありますが、阿武町の該当世帯が萩市の保育所を利用するにはかなりハードルが高い状況ではないかと考えます。そこで、阿武町にも保育所ができれば萩市のかかりつけ医を拠点として、砦は2つとなり、利用者への間口が広がります。阿武町を利用された方が町のすばらしさに触れ、定住を考える機会となり得るかもしれません。町では、病児保育事業の必要性について今までどのように検討してこられたのでしょうか。また、萩市の病児保育所の利用はどのような状況でしょうか。それらを踏まえて、阿武町に病児保育所設置の可能性についてお伺いいたします。

○議長（末若憲二） ただいまの1番、金田妙子君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） ただいま、金田議員から、阿武町における病児保育の現状、そして病児保育施設設置の可能性についての御質問であります。

まず、病児保育事業は、保護者が就労している場合や家庭での看護が困難な場合に病気の子供さんを一時的に預けるものであり、親御さんが安心して子育てと仕事を両立できる環境を提供するもので、とても大切な事業だというふうな認識であります。

最初に、本町における病児保育事業の状況であります。阿武町にはありません。が、山口県では、県が県内自治体との間で広域利用の協定を結んでおまして、そうしますと県内全ての病児保育施設が阿武町でも利用可能というようなことの仕組みになっております。参考までに、阿武町の方の利用状況を申し上げますと、萩市に1か所だけありますいわたにこどもクリニックに隣接しております「いるかのママ」という施設であります。これが利用されておまして、全体の利用状況を見ますと、令和5年度が、これはいるかのママ全体ですが1,022人、令和6年度が延べて692人でありまして、年間稼働日数が240日で、単純に割りますといるかのママは1日平均で、令和5年度が約4.3人、令和6年度が2.9人というふうな計算になります。そして、このうち阿武町民の利用であります。令和5年度が実利用者が7人で、延べて19人、そして令和6年度が利用者数は8人で、延べて26人、そして今年度が9月末までの6か月となりますが、実利用者は2人で、延べて5人分というふうになっています。ちなみに、いるかのママは、月曜日から土曜日までが利用可能で、定員は6人、利用料につきましては平日が1日1,500円、土曜日がこれは保育時間が短いということで1日1,000円となっております。なお、参考までに、利用料につきましては今申し上げました利用者の直接負担とは別に、これは表には出ませんが、町の方でも状況によって金額は少し変わりますけれども、おおむね1日当たり7,000円から9,000円の裏負担をして、町の方が裏負担をしております。

そこで、こうした状況の中で、阿武町における施設の設置の可能性についてありますが、現在、建設しています診療所等複合施設を整備するに当たり、もちろんこの病児保育施設についての可能性も保健師や児童福祉担当でいろいろと検討を重ねてきたところでもあります。当然のことながら、施設を設置するには人員配置基準として看護師が利用者10人につき1名以上、そして保育士が利用者おおむね3人につき1名以上の常駐が必要となり、さらに医師や看護師の常駐が条件となっておりまして、これをクリアするためには多くの病児保育施設が医療機関に併設する形というふうになっています。したがって、こうした人員配置と阿武町の方の利用実績を見たときに、有資格者の人材確保が困難であることはもちろんのことではありますが、実績として利用者の絶対数が少ない上に、利用者が例えば1人でも必要な人件費の費用については発生するというわけでありまして、経営面でとても厳しいという判断から、やむなく断念したという経緯であります。

金田議員がおっしゃるように、阿武町にも拠点を設けてとりでを2つにするというのも利用者としては大変ありがたいことであることは十分に理解できます。しかし、一方で、先ほど申し上げましたが、いるかのママの利用実績を見てもお分かりになるとと思いますが、感染者のお子さんの利用があったりするものの人数の制限があったりするものの、決して6人の定員がいつも埋まっているといったような状況ではないということは先ほど御説明したとおりであります。また、仮に阿武町に新たに施設を設置するというところで、また利用者の取り合いになったり、お互いの経営が成り立たない状況になるというふうなことも考えられるところでもあります。したがって、本町において病児保育施設の設置は、あればもちろん喜ばれ、子育て支援のさらなる充実に資することは重々承知しておりますが、現実問題として大変難しく、これまで同様、お隣の萩市の施設を広域利用とするということで御理解をお願いしたいと思うところでもあります。以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 1番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問ありますか。1番、金田妙子君。

○1番 金田妙子 再質問ではございませんが、病児保育所に対しては何度も検討してこられたことよく分かりました。現状についても詳しく教えていただき腑に落ちた気がします。これからも国の少子化対策や時代の変遷によりニーズ等も変わってこようかと思えます。そんな際にはぜひまた御検討をよろしく願いいたします。以上です。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 私たちも何とかできないかというふうなことで検討してくれというふうなことで担当のほうにもお願いしたわけではありますが、内容は今の人員の配置基準とかいろいろなことを聞くと、それはさすがに無理だなと

いうふうなことであります。このことだけではなしに、私は阿武町がいろいろな形で健全財政というふうに言われておりますけれども、実際に経常比率なんかを見ると、県下の群を抜いていい状況にあることは御承知のとおりであります。いろいろなこと、例えば一番大きなのは消防・救急・斎場・ごみあります。これもありますし、また図書館あたりもあります。こうしたものをフルスペックでこの2,900人を切る町が本当にフルスペックで持ったらあつという間に瓦解します。間違いなく。それをやっぱり選択しながら、委託できる、あるいはお願いできるところをお願いし、委託できるところは委託する。その中で、住民にいかにか御迷惑をかけたりあるいはこれが足りないということがないように、ない仕組みにしていくかという、これをいつも考えて、常に念頭に置きながら物事をやっていかないと、くれぐれも申し上げますが、全て一国一城一つの町だから、全部フルスペックで持つということを考えたら、あつという間にこの町は潰れるとは言いませんけれども、大変な状況になる、財政的に。そこはいつも考えておかなきゃいけないというふうに思いますので、今の病児保育の話に戻りますけれども、本当にやりたいんですよ。そういったものをつくりたい。でもそれをやってしまったら大変な財政負担になるし、じゃ子供の健康等というふうなことを言われると、それはちょっと言葉に窮しますけれども、しかし、そこの辺も考えていかないと町が成り立っていかなくなるようになりますから、気持ちだけは酌んでいただいて、また金田さんの気持ちも私も分かりますけれども、そういうふうな状況であることをしっかり認識していただけたらありがたいというふうに思います。

そしてまた、今のようなことについては、まさに状況が変わり、そして何かの形でそれに代替するようなまだ新しい方法が出れば、しっかりとそれには取り組んでいきたいというふうに思います。以上です。

○議長（末若憲二） 1番、再々質問ありますか。これをもって1番、金田妙子君の一般質問を終わります。ここで会議を閉じて、昼食のため休憩いたします。午後は1時から開会します。

休憩 11時50分～13時00分

○議長（末若憲二） それでは、昼食のための休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議長（末若憲二） 次に、4番、米津高明君、御登壇ください。

○4番 米津高明 日本共産党の米津高明です。それでは、1項目めの質問をいたします。

国保の基金を活用した国保税の引き下げについてです。今、皆さん御存じのように物価の高騰が続いていまして、国保加入者だけではなく町民全体の暮ら

しも大きく影響を受けているのではないのでしょうか。そのような中で、国保税は協会けんぽなどの健康保険料と比較しても依然として高く、制度上の不公平感が長年指摘されてきています。今、部長は余裕のある国保の基金を保有しながら国保税の負担軽減に踏み切らない理由は、前から言われている将来の激変緩和に使うということと、不公平感でしょうか。しかし、厳しい生活を強いられている国保加入世帯への負担軽減にこそ基金を活用すべきではないのでしょうか。阿武町の現在の基金残額は幾らでしょうか。町長の答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの4番、米津高明君の1項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） ただいま、米津議員から国保の財政調整基金を活用しての国保税の減額についての御質問でありますけれども、このことにつきましては、同趣旨の御質問をこれまで幾度となくいただいているところでありますが、まず最初に、御質問にあります本町の国保の財政調整基金の残額であります、1億9,748万658円です。そして、この基金活用による国保税の引下げの御質問については、今回で5回目というふうにありますので、もう多くは申し上げませんが、本町の国保税は医療分で比較しますと、1人当たり年額が令和6年度が4万6,629円、今年度が4万6,776円と昨年が県内で最も安く、今年度も下から2番目という状況であります。なお、この金額は最も高い市町と比較すると、令和6年度の最高の市町が1人当たりが7万3,982円ですので、さっきの4万6,629円と比較しますと2万8,143円も安くなっており、さらに県平均でごめんなさい、令和6年度でありますから一番高いのが7万3,982円で、阿武町が4万6,629円です。差し引いて2万7,353円安いということでありまして、今年度におきましても、一番高いところが7万4,919円、阿武町が4万6,776円です。比較しますと阿武町が2万8,143円安いということでありまして、さらに県平均と比較しても令和6年度が県平均は6万2,272円ですので、これと比べて1万890円安く、今年度につきましても県平均が6万2,094円です。これも比較しますと阿武町のほうが1万5,318円安いと、これが現状であります。こうした状況を踏まえて、今回の御質問につきましても、これまでと同様の答弁となりますが、現状基金を取り崩してまで国保税の引下げが必要だというふうには思っておりません。国保納付金につきましては、しっかりと今後も医療の推移を分析しつつ財源確保の見通しを立てた上で有効に活用していくように努めたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 4番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（4番、米津高明議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 4番、米津高明君。

○4番 米津高明 今、町長が言われたように金額だけ比べると確かに低いです。私が調べたところでは、前年度よりも均等割で3,400円引下げ、この金額はこの19市町で一番引下げ額が多い額になっています。それと、所得割も0.4%ですけど下げられたというふうなデータを私は調べました。確かに、そういう数字だけを見ると低い。しかし、それがどういうこと、数字だけで判断するんじゃないと私は思っているんですね。それは所得が多分に影響してきているというふうに捉えています。この前、資産ですけれどもも出していただいた中で、阿武町の200万円台までの世帯数が加入世帯の96%を占めているわけですね。その平均が5万ちょっとです。正確に言いますと5万6,400円、全体、ですから所得が1,000万円以上の方も含めての全体の金額が平均すると、割ると7万1,800円というふうに出してもらった数字ではなっています。このように、ほとんどの世帯の方が低い、低いと言ったらちょっと語弊があるかも分かりませんが、所得に応じて支払う分だから全体数で低くなっているというふうに私は捉えています。この中で、今、町長が言われました基金1億9,000万円ぐらい、資料と出していただいた年間の保険税、これが3,800万円ぐらいです。端数はちょっと省いていますけれども、これから考えると6倍、6倍もいかないですけど5倍ぐらい、だから5年間保険税として、その531世帯の方から支払われなくても保険としては通用するというような金額が貯まっているわけです。ですから、ここまで貯めていいんですかという、基本的に今まで国保税をかけてこられた方の運用というか、それは町もいろんなことで出費を抑えているという形があるからこそ貯まっているんでしょうけれども、貯まっているお金を、ですから全部私は使ってほしいとは言っていない。それを、やっぱり今のこの時点で、この物価高騰で皆さんが苦しんでおられるところに出してほしいと、国もこれ、いつからなるか分かりませんが、国保税の1人当たりの、今は未就学児童に半額を補助という形で出していますけれども、なんか18歳までやるというような話もちょうと出ています。そういうふうに、やっぱり国保というのはほかの保険と比べればすごく不公平感があると思うんですね。いわゆる、人頭割りというような、おぎゃーと産まれたら1人なんぼかかる、そういうふうな保険制度でありますから。それと、以前から町長が言われている不公平感、国保加入者だけに基金を、言ったら減額に使うということはほかの保険の加入者にはものすごく不公平だというふうに回答されています。でも、ほかの保険、けんぽ、いろんな保険にも国からの交付金が降りているわけですね。だから、決してそういうふうな不公平感はないと私は思っています。この前ですけれども、自治体キャラバンというのをやっています、美祢からこの阿武町まで4市町を回りましたが、特に萩市なんかでもずっとこの間、萩市は保険料が結構高い基準でありますけれども、ずっと基金を使って減額してきています。担当の方と話し合ったときに、不公平感という言葉で「えっ、

何」というような感じで、阿武町だけがそういうことを言っているのかなというふうに捉えています。だから、そういうことも含めて、それだけある金額を、どれだけそうしたらあれば激変緩和に備えられると町長は考えておられるのか、その金額が今、1億9,000万円言われましたけれども、それが全部置いていかないとだめというふうにおっしゃるのなら、ちょっとそれは、どう言ってんですかね、町民の本当の要望に答えていないというような気はしています。1世帯当たり1億9,000万円でしたら31万か2万円ぐらいになると思うんですね、計算すれば。それだけあるんです。だから、私はいつも言っているように、何回も今まで確かに言ってきました。全額をその30何万円を全部返す、返すというか減額に使ってほしいとは決して言っていません。だから、今のときにあるお金を有効に使ってほしいということ。だから、今、県統一化を図っていますけれども、国は2030年ぐらいまでには、どこの都道府県も統一化に持っていくと言っていますけれども、山口県はまだいろいろ調整中で、いつまでにするというような方針は出ていないと言っています。以前に、自治体ごとに国保の会計をやっているときは、大体この阿武町で言えば2,000万円から3,000万円あれば激変緩和に備えられるという、国が示していた金額なんですね。パーセントで計算すると。だから、これだけ、こういうことを言ったら「また、そういうこと言って」と言われるかも分かりませんが、これだけあるんですから、それを有効に使ってほしいというふうに私は思っているんです。ぜひ、この3月、この次の予算でもう少し考えていただきたいと、考えるべきだとは思いますが、町長の答弁をお願いします。

○議長(末若憲二) 町長。

○町長(花田憲彦) まず、均等割であり率でありというのは、よその市町と比べて阿武町は下げているというふうに思います。そのことは先ほど言われたとおりであります。そもそも率をかけるというのは、元の所得が低ければ率をかければ出てくるものは計算低いわけですよ。高く出るわけないんですから。ですから、まさに所得が少なければ少ないように答え出る。当然のことですね。元が低いわけですから。その計算でいけば。ですから、そこに何の不合理性もないというふうなことでありまして、もう何回もありますのでどうなんでしょうかね、安ければ安いに越したことはありません。大変耳に心地よいことです。そういう言い方をされれば「そうだそうだ」ってなります、誰もが。それは安いにきまったことはないんですから誰も。でも、それで本当この制度設計にあるものをぶち壊すような、本当、財政規律でしょうか、何て言うか分かりませんが、本当ぶち壊すようなお話と私は感じています。いつも。それは耳には心地よいですよ、皆さん方、そうでしょう。かもしれませぬ。しかし、本当にこの制度をしっかりと守り、その制度も国がちゃんと法に基づいてできている制度ですよ。その中で出てきた、最良の範囲でできる部分については一生懸命こ

っちも努力しながら県下で一番安い、あるいは下から2番目ぐらいに安いのに、現に先ほど数字もお示しましたし、それは昨日、今日の話じゃなしに、もうずっとそのぐらいのところにおりますよね、水準は、阿武町は。と思うんです、現実に。ですから、基金が2億円あるから、それを皆さん生活が苦しいからこれを皆さんに還元してくださいよ、1万円だけでもいいですからという、そういうお話ですよ。本当に文脈として、感情をお手盛りするようなそんな感じなんですよ。ですから私は、その言われることは分かりますよ。趣旨はよく分かります。でも、それが本当に責任ある立場としてそんなことをやっているのかな、いいのかではなしにいいと思いませんからそれはできませんと。ずっと一貫して申し上げておくということでございます。

○議長(末若憲二) 4番、再々質問はありますか。

(4番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長(末若憲二) 4番、米津高明君。

○4番 米津高明 趣旨がよく分かるとおっしゃるんでしたらね、これはぜひやってくださいよ。これ崩すことによってこの国保が、この阿武町の国保がどうなるんですか。壊滅というか、立ち行かなくなる。それは全部使ったらそれは蓄えも必要だと私はそれは思っています。でも、適正な金額というのがあるはず。だから、町長としてこれだけ金額を置いておけば、まあいけるだろうという金額をぜひ示してください。

○議長(末若憲二) 町長。

○町長(花田憲彦) 今、2億円をなんぼまで下げれば、あるいはなんぼ還元されれば、あるいは将来にわたって激変緩和でなんぼいるかという、それを示してくださいという話ですけれども、私はそういうことを示すんじゃなしに、今、現実ある皆様方の国保税がこの物価高騰で苦しんでおるとするのはよく分かります。中で、適正なのかどうなのかを図るときに、物価高騰は物価高騰でこれもそういう論法で言われるのかもしれませんが、ほかの方法を持ってその対策は国も含めてやっていく、当然のことです。また、その予算もまたお提示する予定にしておりますけれども、今ある現実の皆さんが払っていただけのその国保税そのものが皆さんにとって、あるいは他の市町と比較して、あるいはそれぞれの所得と比較して高いのか安いのかという議論をすべきであって、将来の激変緩和でなんぼいるか全部それを積み上げて答えを出してくださいという論法というのは、また何か、何でしょうかね、いろんなことである話を持ってきて、ああでもないこうでもないというお話をされておられるような気持ちになりまして、本当分からないということでありまして、答えを申し上げますと、現時点であります引き下げるといふような気持ちは一切ございません。

○議長(末若憲二) 以上で、1項目めの質問を終わります。

続いて、2項目めの質問を許します。御登壇ください。

○4番 米津高明 それでは、2項目めの質問をします。HSE株が計画している、仮称阿武風力発電事業について阿武町の対応をお伺いします。町長はこれまで議会答弁で健康被害や環境破壊、また、災害防止等の対策がしっかりと図られるのであれば、長でもあり地権者でもある私が適切に判断すると答弁されています。賃貸証明書の貸付け条件がクリアされているとの判断は町長が行うとも答弁をされています。町長は、全てのものがクリアできるのであれば手続をして町有林野条例を改正し、それに基づく賃貸を議会で議決するとも答弁をされました。議会後、私たちのグループが町有林野条例を改正しないことを求めた請願が否決をされています。現在、環境アセスメントは方法書が終了し、環境影響調査が終わった段階ですが、町長が全てのものがクリアされたと判断するのは、準備書等評価書後の経産大臣による確定通知が届いた時点でしょうか。

2、阿武町が2020年9月29日にHSE株に宛てた賃貸証明には証明者、つまり阿武町長は下記の土地町有林について依頼人HSEに対して賃貸する用意があることを証明いたします。ただし、再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の取得ができない場合や、送配電事業者の接続の同意を得ることができない場合にはこの限りではありませんとも答弁されています。本来、この特措法は2024年3月10日をもって事業が執行する予定でしたが、HSE株は同年4月に国から2年間の延長許可を得て現在に至っています。土地取得手続の完了を2026年3月31日まで猶予をされています。来年3月31日には申請した延長期限が切れることとなりますが、HSE株が再度延長許可の更新を国に申請し、阿武町にその旨の打診をしてきた場合、町長はニュートラルなという対応をされるのでしょうか。端的にイエスかノーでもないですけど、短く答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの、4番、米津高明君の2項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。

○町長（花田憲彦） 風力発電についての御質問でございます。お尋ねは大きく2点で、1つは風力発電施設設置に係る町有林貸付けの諾否のタイミングはいつになるのか。そして、2つ目は申請の延長期限が迫っているけども、再度申請の延長があった場合、ニュートラルな対応をするのかというお尋ねであります。初めに申し上げますが、本質問全体の表現として、米津議員は私があたかも独断で全てのことを決定すると言われていたようなニュアンスで表現されておりますが、行政の執行権は町長にあり、また、その結果として最終責任は町長が持つということを言っているわけでありますので、米津議員の質問の表現にいささか違和感を覚えるところであります。これは、例えば先ほどあった町有林野貸付け条例の改正でありますと、貸付けについては阿武町有林野条例

の改正が不可欠であります。米津議員の言われ方は、町長が独断で貸付けするような表現であります。以前の答弁で申し上げておりますけれども、例えばいろいろな条件がクリアされて風力発電に必要な用地として町有林を貸付けてもよいと判断した場合に町長は条例改正を議案として提出するわけでありまして、その議案を議員各位の判断によって議会で慎重審議いただき、これが可決されれば貸付けする、否決されれば貸付けしないということでありまして、つまり、結果として町有林への風力発電設置の是非を最終的に判断されるのは議会ということになります。また、誤解を招くという意味ではもう1つ、先ほどの米津議員の御質問の中で、阿武町が2020年9月29日にHSEに宛てた貸付証明では、言われるとおりに言っているんですよ。阿武町が当該町有林を同社に貸付けて貸貸する用意があることを証明します。ただし、再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画認定の取得ができない場合や、送配電事業者の接続の同意を得ることができない場合にはこの限りではありませんと書かれている旨の御説明がされましたが、この御説明では一番重要な部分が省略されております。なぜか。まず、貸付証明の日付と当事者の事業者名は日付は2020年10月13日でありまして、相手方は日立サステナブルエナジー、HSEではなしに日立サステナブルエナジーであります。正確を記するために証明書の文言をそのまま申し上げてみますが、証明書は下記の土地、これが町有林ですけれども、これについて依頼人、これが当時の日立サステナブルエナジーですが、この依頼人に対して貸貸する用意があることを証明いたします。とあります。そして、米津議員はその次の最も重要な部分を省かれましたが、その次に、なお、証明者、これ町長ですけれども、証明者は本証明により貸貸義務を負うものではありません。また、本証明は再生可能エネルギー法に基づく事業計画認定申請の目的以外に使用した場合は、この証明の効力は消滅するものとなります。つまり、省かれた部分ですけれども、証明書を出したからといって貸貸義務を負うものではないことを明確に記載されております。もう少し言えば、当時、あえて明記させたわけでありまして、なぜこの一番大事な部分を省かれるのでしょうか。これにつきましては、過去の議事録もしっかり確認した上で申し上げますが、後段の部分を改めて説明しますけれども、この貸付証明に対する阿武町のスタンスは、あくまでも風力発電事業所を設置するに当たり、環境や住民の健康に被害がないことや、自然災害を誘発しない対策が講じられることなど、想定される問題を解決できることがしっかりと確認できたときには世界規模で取り組んでおり、国においても進めている温室効果ガスの削減、そして再生可能エネルギーへの移行に資する風力発電の用地として町有林を貸してほしいというのであれば協力をするということでもあります。今まで言っているとおりでありまして、つまり、前提として講じられる対策等が妥当だということがしっかりと確認できたときに、始めて貸付けに関する所要の

手続を始めるということでもあります。そして、このことは具体的には町有林の貸付けに関する阿武町有林野条例の一部改正を議会にお諮りして、議会の誤判断を仰ぎ、議会がそれを可決されれば、今度はその改正後の条例に基づいて個別の案件について、またまた貸付けの可否に関する条例案を議会にお諮りして、賛同が得られれば貸付けを実行するということでもあります。なお、当然のことではありますが、このことは裏を返せば対策が十分でないとは判断した場合は手続は行わない、つまり議会に阿武町有林野条例の一部改正の議案の提出はしないということで、当然、貸付けはできないということでもあります。なお、質問の本題は、私は全ての問題がクリアされたと判断するとき、具体的には町有林を貸付けするために必要となる条例改正等の議案の提出についてであります。現在の手続の進捗状況は先ほどの御説明のとおりであります。これから事業者による環境影響準備書の届出がされ、公告縦覧の後に一般の意見や関係市町長の意見を反映した知事意見、さらに環境大臣の意見を反映した書類の審査を経て経済産業大臣の勧告がなされますが、この勧告には賃貸契約が必要になります。したがって、町としての判断は経産大臣の通知の前になります。どちらにしても私は、町は町として準備書などの内容を精査して、環境保全措置等により環境配慮をされたものであり、当事業者が地球環境に有益であることや、町民に何ら不利益がないことなどを私がしっかりと確認した時点だというふうと考えております。

次に、2点目の質問で、土地取得手続の再度延長の打診があった場合に承諾するかということでもあります。このことも何度も説明しておりますが、今、世界における最大の課題の1つが地球温暖化の原因となっている温室効果ガス排出の抑制であります。中でも発電所における石炭や石油等のいわゆる化石燃料の燃焼により排出される二酸化炭素の排出を抑えることが重要だということは、議員も含めて多くの皆さんが認識をされているものと思っております。地球温暖化は地球に大きなダメージを与えると同時に、人類だけでなく地球上のありとあらゆる生命体を蝕んでおります。アブサンショウウオもそれに含まれます。また、全世界で異常気象が常態化し、台風、洪水、土石流が多発し多くの人や生命の命を奪っています。夏における最高気温の上昇や猛暑日の増加、磯焼けの原因もその一部だとも言われております。こうした中、私の思いは、再生可能エネルギーの普及は地球環境の修復または世界的な課題で、環境対策の推進は待ったなしの状況という認識であります。木を見て森を見ずとも申しませんが、特定の部分だけを見て判断するのではなく、地球環境全体を俯瞰して判断することが重要だと考えています。そして、このような考えの下に、仮に延長申請の申出があれば、よほどの理由がない限りはそれをお受けするものと考えています。繰り返しになりますが、私といたしましては、科学的エビデンスに基づきしっかりと環境保全等の指摘されている諸課題への適切な対応が確

認されるのであれば協力するという姿勢でありますし、逆に低周波音を含めて健康被害、森林伐採、そして土石流の流出等により生態系への悪影響や環境破壊の回避、低減が難しいと判断した場合は、町長として計画の中止を求め、あるいは町有林の貸付けをお断りすることは当然のことです。その意味で、これまでも一貫してニュートラルと申し上げているわけですが、この考えは今も一向に変わりませんので、そのように御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（末若憲二） 4番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（4番、米津高明議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 4番、米津高明君。

○4番 米津高明 名前を旧の名前で示していなかったことに対してはちょっと謝罪をいたします。申し訳ありませんでした。ただ、町長が言われることも私もよく分かっています。それと、頭からそういう自然エネルギーの発電など、風力発電も含めてですけど、反対するものでは決してありません。ただ、町長もちょっと言われたように環境に対してどう影響するのか、それによってやっぱり考えておくべきだと。CO<sub>2</sub>とか自然エネルギーだということだけが前面に出すんじゃないくて、それを強く要望したいと思います。町長もそういう思いだと今の答弁からはとっています。ただ、その中で、今ちょっと言われたんですけども、最終判断は確定通知じゃなくて、その前にされるわけですね。でいいわけですね。それと……。

（「町長としてですよ」という声あり。）

○4番 米津高明 町長としてね。それと、以前にも科学的知見に基づいていろいろされると確かに言われていたはずですよ。だから、5年も経っている中で町長としてそういうなのを精査されたのかどうか、その辺を短くでいいですよ。した、しないでもよろしいですから、答弁お願いします。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） まだいろいろ私どもの要望なり過去に出てきたものに対する、こうあるべきだというようなことはいっぱい意見書として出しておりますが、それに基づいてどういう対策を打っておるのか、それは今、向こうのほうでやっている最中、環境省あるいは経産省でやっている最中だと思います。特に、ああいう重要な生態系に対してどう回避措置をとるのか、途中段階で示されたように当初の計画段階のポールの位置は随分変わりましたよね。米津議員も御指摘されたとおりでありまして、随分、これは今の、例えばアブサンショウウオの生息域辺りを随分と避けたなというふうなことは感じられたというふうに、私もそういうふうに感じました。それが全てとは申しませんよ。ただ、随分努力はしているなという感じは持っております。ただ、それから後に、今

現在がどういう形で行われているのかは、それは承知しておりませんから、それがしっかり私どもの承知するようになった段階で、私どもが求めている、先ほどから求めているものは同じだというふうに思いますから、その求めているようなことが、しっかり対応ができていくかどうかをしっかりと判断していくということでもありますから、今、個々個別的なものを科学的分析をしているか、していないかということになれば、今現在では特にしておりません。出てきた段階でしっかり我々が求めているものがクリアできる状況にあるのか、ないのか、そこはしっかりと判断させていくということでもあります。

○議長(末若憲二) 4番、再々質問ありますか。いいです。

(4番、米津高明議員「いいです」という声あり。)

○議長(末若憲二) それでは、3項目めの質問を許します。後登壇ください。

○4番 米津高明 それでは、3項目めの質問。これも何回もやっているという町長の答弁になるかも分かりませんが、補聴器の購入補助について。今、現在、山口県下で下関市、岩国市、光市、山陽小野田市、この4市で高齢者の加齢性難聴に対する補助制度が実施されています。しかし、何回も言っていますように阿武町にはまだ同様の制度がなく、高齢者が補聴器を必要としても自費での負担が大きく、生活の質に大きな影響が出ているのではないかとこのように思っています。医学的には認知症予防にもなると、これは証明をされています。若い世代の各種支援制度が充実しているこの阿武町ですが、それを否定はしません。歓迎を反対にしています。だけど、今まで同時に、今まで阿武町を支えてきた高齢者にももう少し寄り添った制度があってもいいのではないかという思いがずっとあります。ですから、若い世代に優しい阿武町であって、高齢者にも優しい阿武町にすべきではないかという思いがあります。それと、聴力が低下すると家族との会話、実際に私もそういう面に遭遇しています。地域行事などへの参加も「いかんとこか」とかいうような感じで、コミュニケーションさえ困難になってきています。単なる不便ではなく、社会参加の機会が奪われるということになります。補聴器補助制度はこういう問題を解消し、高齢者が安心して暮らせる阿武町に大きく貢献すると私は判断しています。高齢者に優しい阿武町であるということは、町全体の魅力・安心感につながり、その結果として、全ての世代に住みやすい阿武町になると考えています。阿武町でも補聴器購入制度の導入にぜひ前向きに検討すべきではないでしょうか。町長の答弁を求めます。

○議長(末若憲二) ただいまの、4番、米津高明君の3項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長(花田憲彦) 3番目ではありますが、軽度難聴者に対する補聴器購入補助についての御質問であります。まさに、これも何回か御質問いただいております。このことにつきましては、昨年の12月議会で全国市長会が国に対して行

った提言の中に、加齢性難聴者等の軽・中度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること。また、難聴と認知機能低下との関連性の究明を図ることということが、項目が知事会のほうで、市長会のほうでありまして、他の自治体等でも国の公的補助として実施するべきものであるというところもあるようではありますが、本町といたしましても国の制度創設の動向を見守りながら、引き続き検討させてくださいと答弁をしたというふうに思っております。また、その後、本町におきましても毎月介護サービス実施事業者の代表者会議の場で、この補聴器購入補助について意見を聴取したところであります。結論から申し上げますと、ニーズがほとんどなく、日頃から高齢者と直接接する現場職員も必要性を感じないという御意見だったようであります。理由といたしましては、音の調整が難しい、補聴器を外した後の補聴器の管理が煩わしい、さらには補聴器が小さいために紛失してしまうというふうなこと。そして、補聴器のそういったふうなことから補聴器の装着が長続きしないというような話であったようであります。また、昨年12月の御質問以降、補聴器の補助についての問合せがあった場合は記録を残すようにというふうなことで指示しておりましたが、そういったものは一切ありません。なお、県内では4市で補助制度があるようではありますが、今申し上げましたように、本町においては高齢者の方からの要望や問合せがない状況であり、今現在、それが必要であるかということになりますと、そうでもないというふうなことを申し上げるしかありません。なお、来年度は3年に一度の阿武町高齢者介護福祉計画の策定の年であり、町内高齢者の方へのニーズ調査もいたしますので、その中で多くの要望があるようであれば、またそのときに改めてこの件については検討してまいりたいというふうなことでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 4番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（4番、米津高明議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 4番、米津高明君。

○4番 米津高明 ぜひ、その結果を踏まえて前向きに検討していただきたいというのは、まず申し上げます。ただ、隣の萩市でも現市長が公約で補聴器の補助をつくるということを言われていますので、前向きに、この前もそういう担当者の方と話をしたところで前向きに検討していくというような話がありました。阿武町としてもぜひやっていただきたい。本来は、こういうのは保険制度に組み入れるべきだと私は思っているんですけどね。だから、そういう面も強く町村会とかそういうなので申し入れをしていただければ大変うれしいなというのがあります。ただ、数字で言いますと全国の市町村1,718あるんですけども、これは年金者組合、全国組織ですけど年金者組合が調べた結果なんです

けども、現在で518の市町がそういう何らかの制度を設けています。ただ、町長がおっしゃったように、小さい、失う、どこか置いたら分からなくなる、そういうのは、現在使われている方からも聞きます。ある方なんかは、もうこれで2つ目やとか、3つ目やというような話も聞きます。お金があるんやなど、私はそういう面で聞いていましたけれども、でも、回ると、つい最近もある集落、これは宇田浦のほうなんですけれども、集落を回っているときに言われた方がありました。町へ聞きに行ったけどそんなもんないという冷たい返事というか、そういうふうにやったから自分で買ったというような方がいらっしゃいました。そういうふうに、周りも言いたいけど言われぬというような雰囲気、あちこち回ると、そういう雰囲気がちょっとあるんかなという気はしています。先ほど、別の件で打てば響くがなったというふうにおっしゃっていましたが、回る中で、打っても打っても響かんというような意見もたくさん聞いています。だから、もう言うてもあかんからもう言わないという方もたくさんいらっしゃると思うんですね。だから、もう町を、私から言うたら歩いてほしいなというのがあります。生の声を聞く。それはタウンミーティングみたいな感じであちこち出かけられて行かれてもいいんですけども、なかなか言いにくい人がたくさんいらっしゃるというのは私は肌で感じました。でも、決してね、今4つの市町でやっている所が大体平均して、全国的にそうなんですけど3万円です。補助金。所得の制限をつけているところもありますし、ただ、3万円で、ないよりもましだという感覚で思っています。片耳だけでも十数万円、高いものだったら20万円、30万円のがザラです。その中で、それと、ものすごい手続が煩雑というか、前もってお医者に行っているんな手続をして診察してもらってからでないとなんと大体どこの市町も受付はしていません。阿武町も例えばそういう補助制度を作るとなると、やっぱりそういうふうになると思うんですね。だから、その辺もやっぱりちょっと踏み出しにくいというのがあるんじゃないかなという感じはしています。だから、阿武町としても若い世代にそれだけ、これからこの阿武町を担う世代ですから、それは先ほども言いましたように大事なことなんですけれども、ほかの市町がやっているような3万円と言わず、上限なんぼで2分の1というような、そういう各市町がびっくりするような制度にぜひやっていただきたいという思いがずっとあります。もしも作られるとしたらどうなんでしょう。右へならえでほかの市町と同じような制度にされるか、やっぱり阿武町はすごいなという制度にされるか、その辺のやる、やらんは今答えられないでしょうけれども、もしもやるとしたらどういうふうにしたいかというのは町長の考えをお聞かせいただけませんか。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） もし、やるというようなことは質問としてどうかなというふうに思いますけれども、検討はさせていただきたいというふうに思います。

前々から申し上げておりますように、例えば今1,718のうちの500いくらかというふうな話でありまして、そこらのことも、皆さん方もということはまだやっていないところが多いという、逆を正せば1,000以上の市町はやっていないということになりますけれども、だから、私は今、これ前から申し上げておりますように、もう絶対やらないとは言っていないと思います。いろんな状況も勘案した中で判断したならば、することはやぶさかではないが、今現在の状況の中ではまだその状況に至っていないなというふうな今判断をしておりますから、今現在やりませんし、やったらなんぼにしますかみたいな話はお答えしませんけれども、状況も見ながら、常にそういう状況が来た場合には、例えば御提案は受けなくても、こちらのほうからやるというふうなことは、それはあり得るというふうに考えています。

○議長（末若憲二） 4番、再々質問はありますか。

（4番、米津高明議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 4番、米津高明君。

○4番 米津高明 これは質問じゃないです。今言われたように、多いほうにまだこういう制度をやっていないところが1,000件以上あるとおっしゃいましたけど、その千何百の中に入らずに、ぜひともこのやっている518の中に、来年度からでもいいから入っていただくように、これを要望して質問を終わります。

○議長（末若憲二） これをもって4番、米津高明君の一般質問を終わります。

○議長（末若憲二） ここで会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩 13時51分～14時00分

○議長（末若憲二） それでは、休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

続いて2番、西村容子君、御登壇ください。

○2番 西村容子 2番、西村容子。通告に従いまして、質問をいたします。今後、大規模火災等による阿武町の対応について。去る11月18日夕方、大分市佐賀関地区においては、強風にあおられ大規模火災が発生し、170棟以上が焼失しました。人口減少に伴い空き家が増加し、また木造家屋が密集しており、道路幅も狭く、ホースにも点火してしまいましたとの報道でした。以前、宇田浦は8年前に一戸建ちの家が火災となり、線路の反対側までに火の粉が飛びました。このとき、浦の密集地に火災が起こらなくてよかったとも聞いております。その後、宇田浦も空き家の持ち主が解体され、更地にされた方が数軒ありますが、解体するにはそう安価ではありません。それぞれの家庭の事情の都合もあると思います。そして、令和7年度も継続で、危険家屋等不良住宅の除去に要する

費用の一部が補助され、上限額が100万円となっております。そこで、令和5年第3回定例議会一般質問において、松田議員から空き家調査の結果などのお尋ねがありました。防災道路の重要性を強く認識している、また空き家の解体事業を行う、更地化を進めるなどとの回答でした。ここでお尋ねします。令和5年以降、阿武町の調査建物件数、空き家件数、そして空き家率はいかがでしょうか。長く空き家のままで放置すると傷みがひどくなり、倒壊のおそれも起り、防犯の関係もあります。近所に迷惑をかけることもあるのではないのでしょうか。住民にとっては、安全安心な暮らしの中、不安材料の一つと思います。しかしながら、何しろ個人の所有物です。大変難しい問題とは思いますが、所有者としっかりと交渉していただき、今後早急に災害等の被害に遭わないためにも、空き家バンクに登録を促し、推進していくことが必要であろうかと考えます。以上、町長の答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの2番、西村容子君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） それでは、西村議員の御質問にお答えをいたします。御質問の趣旨は、大分市の佐賀関で起こった大規模火災を受けて、本町の大規模火災等の際の対応についての御質問であります。初めに、佐賀関の大規模火災につきましては、西村議員御指摘のとおり、大変な被害が生じたところでありますが、この大規模火災の被害が拡大した要因の一つは、海沿いの強い風と見られまして、この強い風に乗った火の粉が飛び火して、火災が発生した住宅から1キロ以上も離れた沖合の無人島にまで飛び火をするなど、火災が広範囲に広がり、大規模火災につながったというふうに言われております。議員御指摘のとおり、8年前の宇田郷地区の火災のときも、そしてまた7年前の2人の方がお亡くなりになり、焼死され、そして6棟の家が全焼した奈古の美浜大火災のときもそうでありましたが、強い風の中、火の粉は思いもよらない遠方まで飛び火するわけでありまして、今回、佐賀関の火災の報道に接し、まさに他人事ではないと身の締まる思いがしたところであります。こうしたことに関連した、本町の空き家の状況についてであります。まず、空き家調査であります、5年に一度、自治会を通じて行ってございまして、前回は令和5年度に行っておりますので、先ほどの白松議員への答弁と若干重複もするかもしれませんが、改めて概要を報告をさせていただきます。まず、空き家件数であります、町内全体で423軒ありまして、阿武町全体の建物数が1,857軒でありますので、空き家率、率としては22.8%が空き家率という計算になります。そして、ちなみに地区別に申し上げますと、奈古地区が全体が109軒でありまして、空き家が198軒でありますので、空き家率は19.6%。そして、福賀地区につきましては、全体が379軒で空き家が124軒で、空き家率は32.7%。次に、宇田郷地区が367軒に対して101軒ということで、空き家率は27.5%というふうな計算になります。

なお、この空き家調査につきましては、前回の調査から2年経過しておりますので、現在は、その後の人口減少、あるいは所帯数の減少等も考慮してみますと、さらに空き家の件数は増えているのではないかなというふうに思っております。また、この空き家調査を踏まえて、令和5年3月定例会の一般質問において、奈古浦地区の通り抜け道路の可能性について松田議員のほうから御質問があり、これに対する答弁の御紹介がありました。そのとき申し上げたのは、防災道路の重要性の認識は強く持っていますが、実施に当たっては、多くの立ち退きなどの家屋所有者や地権者の御協力が必要となり、また立ち退きの補償や工事費等に大きな経費を要するために、直ちに実施することは難しいので、当面、危険空き家については、空き家解体の事業も行いながら更地化を進めて、もう少し様子を見させていただきたいというふうに答弁をいたしておることは御案内のとおりであります。こうした中、西村議員も御案内のとおり、本町では令和5年度より新たに、先ほどのような趣旨の中で、老朽化などにより、倒壊や建築資材の落下のおそれのある危険空き家の解体、そして除去を促進し、町民の安全な暮らしを守ることを目的として老朽危険空き家除却促進事業を創設し、現在進めているところであります。これは上限を100万円として、空き家の解体等に係る対象経費の3分の2を補助するものであります。令和5年度に実際に使っていただいたのが2件、令和6年度にも2件の御利用があり、危険空き家の除去ができ、周辺の方々からは喜ばれているところであります。なお、この事業につきましては、現在、これもちょっと申し上げましたけれども、現在の事業要件では、老朽化などにより倒壊等が進んで、本当に危険で居住ができない程度の損傷にならないと採択が難しい状況ではあります。西村議員御指摘のとおり、長く空き家のままで放置すると年々傷みがひどくなり、倒壊のリスクも高くなってきますし、また防犯上も好ましくありません。また、危険空き家は近隣の住民の方々にとっては不安材料でしかなく、先々には地域や近隣の方々に迷惑をかけることとなりますので、空き家解体除去の意欲のある方に対しては、町としてぜひとも後押しをしていきたいというふうに考えています。これも先ほどちょっとお答えしましたけれども、具体的には住宅の空き家の崩壊や柱の傾斜等、住宅の不良度の測定基準表に掲げる評点区分によって、合計した評点が現在は100点以上でないと採択要件に合わないというふうなことになっておりますが、もう少し制度を拡充して、その少し手前の段階で、本当に空き家が危険な状況になる前に予防的な解体除去をしたいという人に助成ができないか、補助制度の拡充を検討しているところであります。これできたら来年度からやりたいわけですが、これによって老朽危険空き家の解体除去が促進され、また防災道路や防火帯の敷地確保につながればというふうに考えているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 2番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問あります

か。2番、西村容子君。

○2番 西村容子 浦の住宅、かなり駐車場が以前はなくて、どこに止めようかとか、いつもそういう話があったんですけど、この頃は更地にされましたから、その更地のところに駐車場ができました。五、六件ぐらいは本当に解体更地、そういうふうになりましたが、私のちょっと思ったことは、もし火災があっても、その更地のところに消防車が入れる、勝手な考えですけど、ちょっと入らせてもらえば、道路が狭くても、消防車が入るだけでも違うんじゃないかな。道路幅を広げるっていうのは、かなりの難しい問題が起こる。私有地にもやっぱり許可をもらって交渉しないといけないという、そんな、まして皆さん、町外出られている方ばかりだから、交渉も大変だろうと思う。ああいうふうに更地にして、そこでちょっと何かあったとき、消防車に入ってもらえるっていうのは、一つの新しい方法じゃないかなと思いました。ですから、この間も、話はまた変わるんですけど、消火訓練、自治会でありました。人が、ようけじゃないです。まだ立って見とくだけの状態でした。消防車がずっとそこまで来れるっていうのは、密集地帯にはすごくいいことではないかなと、この頃思いましたので、ちょっとそこだけお話をさせていただければと思います。

○議長(末若憲二) 町長。

○町長(花田憲彦) まず、今、西村議員おっしゃいますように、私も宇田のほうへ行ったときに、最近つくづく感じるのが、結構更地にされたところが増えたなというふう実感として、この前もちょうど、あそこもかみたいな感じで思いましたけども、それ私考えてみますと、やっぱり令和5年に制度をつかって、宇田もその該当になりますけども、そういう制度をつかって、既に4件と。今年も今、申請1件上がっているというふうに思いますが、奈古ですけど。そういうふうなことで、キャップが100万円っていうところでありますが、3分の2補助するというふうなことでありますが、一つの動機づけにはなるというふうに。例えば、崩すのに300万円かかっても、100万円は町が見てくれるっていう話ですから、動機づけにはなるというふうに思いますが、そんなこんなでやってみますと、今のあそこの奈古の鹿島大橋のとも、手前のとこと、こっち側のとも更地になりましたし、ほかのともぼちぼちと更地が増えてきたな。あるいは、私はやっぱりそういう、実際にそういったことが行われて更地になってきたのを見られた方々が、やっばこうせんにやいけんのかなというふうな思いに至られてやられたんじゃないかな、それもあるんじゃないかなというふうに感じておまして、特に宇田は、最近はみんなしっかりやってくれてるんだなというふうにありますよね、結構に、さっき言われるように。あ、増えてきたな、ありがたいなというふうに思います。先ほどの話じゃないですけども、倒れかけたものは、そうはいっても限度がありますから、どうしようもないもんもありますんで、それは本当に皆さんに迷惑かける前に、それは持

ち主の方も多分やりたいと思っていると思うんですよ。やっぱりそこに1つきっかけを、動機づけとしてそういう補助を設ければ、それがきっかけで、じゃあ、それだけ出してもらえるんやったらやるか。皆さんに迷惑かけても、皆さんというのは、例えば自分のふるさとに迷惑かけても、自分で生まれ育ったとこに迷惑かけても悪いなというふうな気持ちの方もたくさんいらっしゃるというふうに思いますし、もう一個言うように、今は評点数が100点ということで、相当のものでないと100点から上にいかないんですけど、ほとんど倒壊するぜみたいな。けど、それより前でも、皆さんに迷惑かける前に、危険になる前に崩しておこうと。どっちみち自分が住むわけでもないし、人に貸して住まわせていただくような程度でもない。もっと悪いというふうなことであるから、迷惑かけないように崩そうというふうな方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますから、ぜひ来年度は、来年度の当初予算で、100点までいかない部分についても、それを押しなべて100万円っていうわけにはいかんでしょうけど、どういう段階をつけるかまだ制度設計していませんけど、いずれにしてもそういった方にも、そういう思いに至っていただければ、町がきれいになっていくんじゃないかな。そして、きれいにもなるし、危険性とか火災の何とか犯罪の温床であるとか、熊は住まんでしょうけども、そういうタヌキとか何とか獣が住みついて不潔なことになる、ごみの投棄されるようなことがなくなるようなことになると思いますので、ぜひこの空き家解体の支援する事業については、来年度拡充してやっていきたいというふうに思っております。そして、もう一個は、これも冒頭ありましたように、活用できるものはいろんな形で活用していく。実際に活用できる空き家は、阿武町では不足しています、本当に。ですから、もっともっと活用できるものは活用し、登録もしていただくようなPRもしていただく中で、それを使ったIターンの招致であったり、それはしっかりしていきたいなと思っております。以上です。

○議長(末若憲二) 2番、再々質問ありますか。2番、西村容子君。

○2番 西村容子 更地になってびっくりしました。何軒も、6、7軒は優にたしかなくなったはず。だから、いい箇所がされたら、また次はあそこにも行ってらしいよとか、そういうふうに聞きましたから、やっぱり解体をせざるを得なくなるのか、危険で解体されるのか、ところにおられない人ばかりがやっぱり解体になりますので、今後もそういう補助とかをしっかりとアピールしていただいて、私たちとしては寂しいものなんですけど、危険とかそういう面においたら、そうしていただきたいなと思います。そして住んでいただければ、やっぱりこちらにも阿武町にも住んでいただきたいんですけど、やっぱりリフォームしないと入れない家もたくさんあると思います。その辺、人口を増やすためにも、そっちのほうにもやっぱり支援していただきたいなと思います。以上です。

○議長（末若憲二） これをもって、2番、西村容子君の一般質問を終わります。以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

#### 日程第4 議案第1号から日程第11 議案第8号を上程

○議長（末若憲二） 続きまして、日程第4、議案第1号を議題とします。議案第1号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） それでは、議案書の3ページをお願いいたします。議案第1号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

本案件は、国の人事院勧告に伴い、一般職の月例給を本年4月に遡って改定するもので、一般の職員につきましては、民間の給料との格差1万5,014円、率にして3.62%を解消するため、初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ、そのほかの職員の俸給を引き上げる給料表の改定のほか、期末勤勉手当の支給割合等の改定や通勤手当などの改定を行うものであります。この改定により、一般職の大卒の初任給を22万円から1万2,000円、率にして5.5%引き上げて23万2,000円に、高卒の初任給を18万8,000円から1万2,300円、率にして6.5%引き上げて20万300円にそれぞれ改定するほか、給料表の改定により、全体では3.3%の引上げとなるものであります。また、一般職の期末勤勉手当を民間の支給状況に見合うよう、年間4.60月分から4.65月分に0.05月分引き上げ、併せて再任用に係る期末勤勉手当を年間2.40月分から2.45月分に0.05月分引き上げるほか、通勤手当についても民間の支給状況等を踏まえて、現行の距離区分を200円から7,100円までの幅で引き上げるものであります。

それでは、議案書3ページの第1条の内容につきましては、議案書の12ページからの新旧対照表により御説明をさせていただきます。12ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、第8条の5の初任給調整手当につきましては、これは医師に係る初任給調整手当の限度額を月額「41万6,600円」から1,000円引き上げて、「41万7,600円」に改定するものであります。続きまして、第9条の通勤手当につきましては、13ページのウ、使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満の「7,100円」を「7,300円」に200円の引上げから、スの使用距離が片道60キロメートル以上の「3万1,600円」を「3万8,700円」に7,100円の引上げまで、それぞれの距離区分において引上げを行うものであります。次に、第15条の宿日直手当につきましては、宿日直勤務対象職員の状況を踏まえ、現行の「4,400円」から「4,700円」に300円引き上げるもので、これは主に防災当番の際の手当に係るものであります。続きまして、第16条の期末手当につきまし

では、現行における一般職の期末手当を「100分の125」とあるのを「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、そして定年前再任用短時間勤務職員、いわゆる再任用職員の期末手当につきましては、現行の「100分の70」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」にそれぞれ改定するものです。

次に、15ページの第17条の勤勉手当につきましては、現行における一般職の勤勉手当を「100分の105」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合は100分の107.5」に、そして再任用職員の勤勉手当につきましては、「100分の50」とあるのは「6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」にそれぞれ改定し、併せて給料表につきましては、3ページからの別表第1行政職給料表、8ページからの別表第2医師給料表にそれぞれ改定するものであります。なお、この条例は、11ページの附則により、公布の日から施行し、令和7年4月1日からの適用となります。

続いて、10ページの第2条の内容についても、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の16ページをお願いいたします。

まず、第16条の期末手当につきましては、「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」とあるのを、それぞれ「100分の126.25」に、そして再任用職については「100分の125」とあるのを「100分の126.25」に改定し、「6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」とあるのを「100分の71.25」に改定するものであります。また、第17条の勤勉手当につきましては、17ページになりますが、「6月に支給する場合は100分の105、12月に支給する場合は100分の107.5」とあるのを「100分の106.25」に、そして再任用職員につきましては、「6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」とあるのを「100分の51.25」にそれぞれ改定するものであります。なお、この改定は、11ページの附則により、令和8年4月1日からの施行となります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） 副町長。それでは、議案書の18ページをお願いいたします。議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

本案件は、国の人事院勧告に伴い、町長等の期末手当の率を改定するもので、特別職の期末手当を年間3.45月分から3.50月分に0.05月分引き上げる改定であります。

それでは、議案書の18ページの第1条及び第2条の内容につきましては、次ページの新旧対照表により御説明をさせていただきます。それでは、新旧対照

表になりますが、まず上表の第7条、期末手当につきましては、現行における町長等の期末手当を「100分の172.5」とあるのを「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」にそれぞれ改定するものであります。

次に、下表の第2条、令和8年4月1日以降に施行する表の第7条の期末手当につきましては、「100分の125」とあるのを「100分の126.25」に改定し、「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」とあるのを「100分の175」にそれぞれ改定するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第3号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） 副町長。それでは、議案書の20ページをお願いいたします。議案第3号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

本案件も、国の人事院勧告に伴い、議員報酬に係る期末手当の率を特別職と同じく、年間3.45月分から3.50月分に0.05月分引き上げる改定であります。

それでは、議案書の20ページの第1条及び第2条の内容につきましては、次のページ以降の新旧対照表により御説明をさせていただきます。まず、21ページの第3条、期末手当につきましては、現行における議員報酬に係る期末手当を「100分の172.5」とあるのは、「6月に支給する場合は100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」にそれぞれ改定するものであります。次に、22ページの第2条、令和8年4月1日以降に施行する表の第3条の期末手当につきましては、「100分の125」とあるのを「100分の126.25」に改定し、「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」とあるのを「100分の175」にそれぞれ改定するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第4号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） 副町長。続きまして、それでは、議案書の23ページをお願いいたします。議案第4号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案件は、国の人事院勧告に伴う職員等の給料表の改定に伴い、会計年度任用職員の給料表を23ページから27ページのとおり改正するものであります。なお、この改定は27ページの附則により、令和8年4月1日からの施行となります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第5号、行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） 副町長。それでは、議案書の29ページをお願いいたします。議案第5号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案件は、行政事務の効率化を図ることを目的とするもので、改正の核となるのは、町の住民基本台帳に記載されていない人、いわゆる住登外者の個人番号を含む個人情報を管理するため、新たに住登外者宛名番号管理機能を標準化準拠システムに追加するものであります。

それでは、内容につきましては、31ページからの新旧対照表により御説明させていただきます。まず、第4条の第4項の追加につきましては、町長や教育委員会は、医療費助成や税などの公的な事務を遂行する際に、住登外者という町の住民基本台帳に記載されていない人、例えば、町外の特別養護老人ホームへ入所したが、介護保険や国民健康保険の住所地特例という制度によって阿武町の被保険者となる入所者、また区域外就学により町外から町内の小中学校に通学する児童生徒や、広域保育により町外から保育園に通園する園児、また町内の固定資産の所有で町外に住所があるが、町税の納付義務のある人などに対して、標準化準拠システムに固有の番号を付番して住登外者宛名番号管理機能を法的に追加しようとするものであります。

次に、第4条関係の別表第1については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条例で定める事務に、町長と教育長による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものであります。次に、第4条関係の別表第2については、阿武町重度心身障害者医療費助成要綱、阿武町ひとり親家庭医療費助成要綱、阿武町乳幼児医療費助成要綱及び阿武町こども医療費助成要綱による医療費に関する事務であって、町長が別に定めるものに係るマイナンバー等の特定個人情報について、「国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報」を「国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は住登外者宛名情報」に、「国民健康保険資格関係情報であって規則で定めるもの」を「医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」にそれぞれ改めるものであります。

次に、別表第3については、特定個人情報の提供に係るもので、「地方税法の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報」を「地方税関係情報」に改め、教育委員会が住登外者宛名情報に対する特定個人情報の提供を求めた場合に、町長が当該特定個人情報を提供できる項目を追加

するものであります。なお、この条例の施行は令和8年1月5日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第6号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長（近藤慎治） 土木建築課長。議案書36ページをお願いします。議案第6号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例について説明します。

本案件は、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による中間検査及び定期報告に関する事務を権限移譲により、阿武町が山口県から引き継いだことに伴うもので、必要な手数料の種類、金額を阿武町手数料条例に追加するものです。

それでは、37ページの新旧対照表により御説明いたします。今回の改正は、第2条の表の「都市計画法（昭和43年法律第100号）第47条5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料」の項の次に「宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第2項の規定により同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事又は同法第34条第2項の規定により同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係る中間検査申請手数料（国又は県が行う工事に係るものを除く。）」を加えるもので、右の欄がそれに伴う金額となります。都市計画区域の設定のない阿武町におきましては、中間検査を行う部分の盛土等面積が1万平方メートルを超えるものが対象となります。それぞれの面積に伴い、金額を設定するものでございます。また、金額につきましては、内容、金額ともに山口県に準拠し、山口県が採用したものと同様であります。なお、施行は公布の日からで、適用は令和7年4月1日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第7号、阿武町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫） 健康福祉課長。それでは、議案書38ページをお願いします。議案第7号、阿武町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明します。

本案件は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所に通っていない子供を対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で新たに通園が可能となる乳児等通園支援事業が制度化されたことに伴い、国の定めた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき、本条例を制定するものです。条例の内容ですが、目次にありますように3つの章から成っており、第1章は総則、第2章は乳児等通園支援事業、第3章を雑則とし、事業実施に当たっての施設や設備の安全基準、職員の基準、さらに運営に当たっての緊急時の対応計画の策定といった事故や災害を防ぐための基準について、国の基準を準用する形で定めています。中でも第2章は3

つの節に分かれており、第1節を通則、そして第2節を一般型乳児等通園支援事業、第3節を余裕活用型乳児等通園支援事業とし、本事業を2つに細分化し、それぞれについて設備及び職員の基準を定めるものです。施行期日は公布の日からとなりますが、第23条の規定については、令和8年4月1日からの施行となります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第8号、阿武町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（野原 淳） 農林水産課長。議案書47ページをお願いします。議案第8号、阿武町火入れに関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、町内の森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地の火入れの許可に関する事項を定めているものでありますが、今回の改正につきましては、今年2月に発生いたしました岩手県大船渡市の山林火災を教訓として、許可を受けた火入れのうち、火入れの中止に関して気象・火災に関する注意報・警報の追加及び字句の訂正を行うものです。

48ページの新旧対照表により説明いたします。第14条の火入れの中止に関する条文中、第1項では、火入れの許可の期間中であっても、火入れを行ってはならないとする条件として、強風注意報のほか暴風警報、暴風特別警報及び乾燥注意報が発表され、火災に関する注意報もしくは警報が発令された場合とし、第2項では、火入れ中に風勢等により、他に延焼するおそれがあると認められる場合には速やかに消火しなければならない条件として、第1項と同じく、強風注意報のほか暴風警報、暴風特別警報及び乾燥注意報が発表され、火災に関する注意報もしくは警報が発令されたときと改めるものです。なお、従前の「異常乾燥注意報」につきましては、昭和63年4月1日に廃止され、以後「乾燥注意報」と変更されておりますので、字句の訂正を行うものです。最後に、この条例は公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。

## 日程第12 議案第9号から日程第17 議案第14号を上程

○議長（末若憲二） 次に、議案第9号、令和7年度阿武町一般会計補正予算（第4回）について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） 副町長。それでは、議案書の49ページをお願いいたします。議案第9号、令和7年度阿武町一般会計補正予算（第4回）について御説明いたします。

まず、第1条第1項は、令和7年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して、今回の補正額は7,007万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を47億5,655万3,000円とするものです。また、第2項は、歳入歳出予算の款

項の区分とその金額は、別冊補正予算書の第1表、歳入歳出予算書補正のとおりとするものであります。そして、第2条の債務負担行為の補正については、別冊補正予算書の第2表の債務負担行為補正、第3条の地方債の補正についても、第3表の地方債補正のとおりとするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 続いて、説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。補正予算書16ページ、1款・議会費から。議会事務局長。

（議会事務局長、議会費について説明する。）

○議長（末若憲二） 金田議員さん、いいですか。では、続いて、副町長。

（副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、企画総務費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、戸籍税務課長。

（戸籍税務課長、税務総務費、戸籍住民基本台帳費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、健康福祉課長。

（健康福祉課長、社会福祉総務費、老人福祉費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、戸籍税務課長。

（戸籍税務課長、国民年金事務費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、健康福祉課長。

（健康福祉課長、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、保健衛生総務費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、塵芥処理費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、農林水産課長。

（農林水産課長、農業政策費、林業政策費、水産業政策費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費、地域内循環地方創生特別事業費、地域魅力向上地方創生特別事業費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、土木管理費、土木総務費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、副町長。

（副町長、消防費、災害対策費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、教育委員会事務局長。

（教育委員会事務局長、事務局費、学力向上対策事業費、学校管理費（小）、給食センター費、学校管理費（中）、外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、町民センター費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、単独災害復旧事業費について説明する。)

○議長(末若憲二) 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、諸支出金について説明する。)

○町長(花田憲彦) 以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入に入ります。10ページ、14款・国庫支出金から。副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長(末若憲二) 休憩に入りたいと思っておりましたが、残りが少ないので、このまま続行したいと思います。

それでは、次に、議案第10号、令和7年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(矢次信夫) 健康福祉課長。議案書の50ページをお願いします。議案第10号、令和7年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)について御説明いたします。今回の補正は339万9,000円を追加し、補正後の予算を6億343万1,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の48、49ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長(末若憲二) 次に、議案第11号、令和7年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(矢次信夫) 健康福祉課長。議案書の51ページをお願いします。議案第11号、令和7年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)について御説明いたします。今回の補正は210万7,000円を追加し、補正後の予算を3億6,535万1,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の64、65ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長(末若憲二) 次に、議案第12号、令和7年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(矢次信夫) 健康福祉課長。議案書の52ページをお願いします。議案第12号、令和7年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)について御説明いたします。今回の補正は100万7,000円を追加し、補正後の予算を6億3,291万6,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の78、79ページをお願いします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長(末若憲二) 次に、議案第13号、令和7年度阿武町簡易水道事業会計補正予算(第2回)について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長(近藤慎治) 土木建築課長。それでは、議案書の53ページを

お願いします。議案第13号、令和7年度阿武町簡易水道事業会計補正予算（第2回）について御説明します。今回の補正は債務負担行為について補正するもので、自家用電気工作物の保安管理業務の受託業者の変更に伴い、令和7年度内に経済産業省へ届出が必要であることから、債務負担行為により令和7年度内の契約を行うものです。自家用電気工作物保安管理業務委託事業の限度額を15万円として、令和7年度から令和8年度までの委託事業に係る債務負担行為の補正を行います。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第14号、令和7年度阿武町集落排水事業会計補正予算（第1回）について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長（近藤慎治） 土木建築課長。それでは、議案書の54ページをお願いします。議案第14号、令和7年度阿武町集落排水事業会計補正予算（第1回）について御説明します。今回の補正は債務負担行為について補正するもので、自家用電気工作物の保安管理業務の受託業者の変更に伴い、令和7年度内に経済産業省へ届出が必要であることから、債務負担行為により令和7年度内の契約を行うものです。自家用電気工作物保安管理業務委託事業の限度額を39万円として、令和7年度から令和8年度までの委託事業に係る債務負担行為の補正を行います。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 以上で議案説明を終わります。

## 日程第18 委員会付託

○議長（末若憲二） 日程第18、委員会付託を行います。お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第14号については、会議規則第39条第1項の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第14号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれをもって散会とします。全員御起立をお願いします。一同、礼。お疲れさまでした。

散会 15時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

**阿武町議会議長**            **末 若 憲 二**

**阿武町議会議員**            **上 村 萌 那**

**阿武町議会議員**            **米 津 高 明**